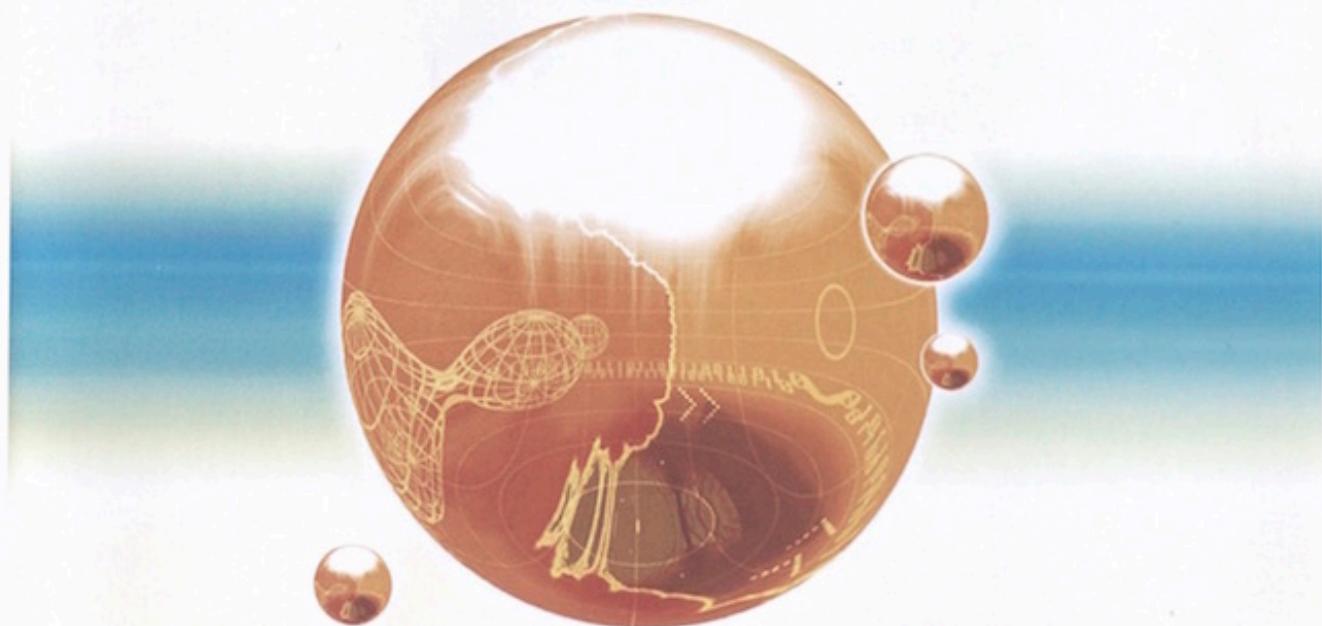


1月20日発行（毎月1回20日発行） 第13巻第8号（通巻第152号） 平成5年6月29日 第三種郵便物許認可 ISSN 1347-8656

世界の通信ビジネスの最新情報を届けします

KDDI 総研

R&A
Research *Analysis*



2003
November

11

《トピックス》

【モバイル】

- Microsoft と Vodafone、モバイルウェブサービスの標準策定を提案 1
- 米 Cingular、携帯電話への通話を固定電話に転送するサービスを開始 3
- CSL、アジア初の EDGE サービスを開始 7

【ゲーム】

- Nokia、GAMEBOY ADVANCE™型の新型携帯端末で携帯電話とゲームの融合を狙う 12

【放送】

- モバイル衛星放送の日韓合意 24

【キャリア】

- Global Crossing は復活するのか？
- ～米国連邦政府、ST Telemedia による買収を承認～ 29
- 韓国ハナロ通信に米 AIG 等が参加、所有率は 40% 近くへ 35
- タイの Hutchison CAT Wireless Multimedia 社の最近の主な動き 40

【メーカー】

- 中国国産携帯電話機のシェア 5 割を超える 45

【政策／制度】

- 米国における VoIP の規制動向について 50
- FCC、移動体間のナンバーポータビリティに関するガイダンスを発表 56



トピックス

モバイル（世界）

Microsoft と Vodafone、モバイルウェブサービスの標準策定を提案

Microsoft と Vodafone は、PC と携帯電話の融合の一環として、技術標準策定に関する共同イニシアチブを発表。Microsoft はモバイル分野進出に向けて、新たな足がかりを築くことになるのか？

10月13日、Microsoft と Vodafone は、ジュネーブで開催された Telecom World 2003において、モバイルウェブサービスの業界標準を策定する計画を打ち出した。

両社は、ウェブサービスの業界標準となっている XML をベースにしてモバイルウェブサービスの技術標準を策定する方針を打ち出した。これにより、アプリケーション開発者にはモバイルという新たなビジネスフィールドを提供し、同時に開発者の裾野を広げることでモバイルサービスの開発を促進できる、としている。また、これまで携帯事業者が提供してきた、ユーザーの位置確認、ID 認証、ビーリングなどのサービスを既存の PC アプリケーションに組み込むことが可能になるため、アプリ開発者・モバイル事業者双方にとって、新たなビジネスチャンスが創出される点を強調して関連会社への参加を呼びかけた。

また、Vodafone 用の SIM カードを埋め込んだ USB キーを使って PC 上で Vodafone のサービスを利用するデモンストレーション^(注1)を行い、PC 環境とモバイル環境におけるシームレスソリューションの可能性をアピールした。

両社は、10月27日から Professional Developers Conference を開催し、位置確認や決済機能等のモバイルサービスを PC 上で展開する際の技術仕様や、携帯電話独自のセキュリティ機能とウェブサービスのアーキテクチャとの統合等について、今後のロードマップを公表している。さらに、2004年1月には、業界全体からのフィードバックの場として、第1回ワークショップを開催する意向を明らかにした。

(注1)

具体的には、Vodafone ユーザーが運転中の自動車が故障したが、ユーザーは正確な現在地がわからない、というシーンを想定。運転手は道路サービス手配会社のオペレータに電話をかけ、電話を受けたオペレータは、同社の PC から Vodafone の位置確認サービスを通じてこの車の場所を特定する。そして、現場の近くにいるサービスマンに現場に向かう指示を出し、その移動状況を運転手に伝える、という一連の流れを紹介した。





COMMENT

Microsoft社のBill Gates会長兼CSA(チーフ・ソフトウェア・アーキテクト)は、10月13日、ジュネーブで開催されたTelecom World 2003において、「Software Breakthroughs and a New Generation of Communications Networks」と題する講演を行った。同氏はその中で、同社がこれまでに通信分野における様々な「融合」を、いかにして実現してきたのか、その取り組みを例示して強調している。モバイルウェブサービスについて今回打ち出したVodafoneとの共同歩調は、Microsoftにとっては、兼ねてから狙っていたPCとモバイルの融合を目指す動きのひとつといえる。

Microsoftは、これまでにPDA用OSのWindows Mobile software for Pocket PCや、携帯電話用OSであるWindows Mobile software for Smartphoneを開発、端末側からのアプローチによるモバイル事業進出を図ってきたものの、これまでのところ同社のモバイル事業が成功を収めているとはい難い。その意味で、今回のイニシアチブは、PCアプリケーション、という得意分野からのアプローチとして、モバイル事業への足がかりを狙ったもの、と位置づけることができるだろう。

Bill Gates氏は、今回のイニシアチブのポイントは、あくまでも業界標準策定に向けてのイニシアチブそのものであり、サービス、デバイス、バックエンドアプリ等Microsoft自身に直接関するものではない点を強調している。勿論、このような標準策定の動きは、すでに業界レベルで進められており、MicrosoftとVodafoneも、ともに2002年6月に結成された「Open Mobile Alliance(OMA)」^(注2)に参加している。しかしながら、OMAには約300社が参加しており、遅々とした動きに業界を煮やした両社が、標準策定の主導権を握るべく今回のイニシアチブ発表に至った、と見られる。

両社がオープンスタンダードの確立を強調しているものの、業界全般では、MicrosoftがPCアプリケーションの独占的な地位を利用して、モバイル市場でも同様の地位確立を狙っている、とこれを警戒する見方が多い。これまでにOAMのような標準化コンソーシアムに参加してきた他のモバイルキャリアや、IBMなどの関連企業が、モバイルウェブサービスの標準化に向けてのスピードや投資効率、そして、今回のイニシアチブの指導者となる両社の影響力等を計りつつ、今度どのような動きをみせるのか注目される。

(青沼 真美)

<出典・参考文献>

- Microsoftホームページ (www.microsoft.com)
- Vodafoneホームページ (www.vodafone.co.uk)
- OAMホームページ (www.openmobilealliance.org)
- CNETホームページ (www.cnet.com)
- Financial Timesホームページ (www.news.ft.com)

モバイル（米国）

米 Cingular、携帯電話への通話を固定電話に転送するサービスを開始

全米で第二位の携帯電話加入者を擁する Cingular Wireless は、携帯電話にかけられた通話を固定電話に自動転送する新たなサービスを開始し、競合他社とのサービス差別化により新規加入者獲得および顧客サービスの向上を狙っている。

1. サービス概要

米国で約 2,300 万の携帯電話加入者を有し、Atlanta に本拠をおく Cingular Wireless は、その親会社^(注3)である SBC Communications Inc および Bell Southとともに、携帯電話にかけられた通話を自宅や会社などの固定電話に自動転送する新たなサービスを開始した。2003 年 10 月 1 日から Cingular Wireless の携帯電話サービスエリアで導入され、年内には Puerto Rico でもサービスが導入される予定である。

この自動転送サービスを利用する Cingular Wireless の加入者は、「FastForward」と称する装置を購入する必要がある。「FastForward」は、携帯電話機の充電器（charger）に拡張機能をもたせたクレードル^(注4)（cradle）として設計されており、概観は下の写真に示すように携帯電話機本体のホルダーとしての構造をしている。クレードルは、家庭やオフィスなどの電源コンセントに差し込んで使用する。



出典：Cingular「FastForward」

(注3)

携帯電話事業者である Cingular Wireless の株主構成は、SBC Communications Inc.（本社：San Antonio）が 60%、BellSouth（本社：Atlanta）が 40%である。

(注4)

ノートパソコンや PDA などをその上に置いて、電池の充電や、外部の PC や周辺機器などとデータをやり取りするための装置。

携帯電話にかけられた通話を固定電話に自動転送したいときは、携帯電話機本体をこのクレードルに装着しておく。クレードルへの携帯電話機の装着により、ユーザが



●モバイル（米国）

転送先として指定した固定電話番号の情報を含むテキストメッセージが携帯電話機から Cingular Wireless のモバイル網に送られる。そのメッセージを受信したモバイル網は、携帯電話にかけられた通話をユーザが指定した固定電話に自動転送可能な状態に維持する。

転送を解除する場合は、同様に携帯電話機から Cingular Wireless のモバイル網に“解除”の旨のテキストメッセージが送出され、転送機能が停止する。

この通話転送に係る利用料金は、月額 2.99 ドル（約 333 円）の定額制のサービスプランとなっている。転送回数に関係なく携帯電話にかけられた通話をローカル固定電話エリアの固定電話に自動転送できるサービスである。モバイル網内で転送が行われるので携帯電話サービスの通常の着信側通話料金は課せられないため、ユーザには通話料金を削減するメリットをもたらす面がある。

「FastForward」本体は、Cingular Wireless の店舗で、39.99 ドル（約 4,450 円、外税、配送費別）で購入することができる。SBC の固定電話ユーザが、Cingular Wireless の携帯電話サービスに新規に加入する場合は、SBC のカスタマーサービスセンターに依頼すれば「FastForward」本体を購入できる。また既に Cingular Wireless のユーザで、かつ SBC のローカルの固定電話サービスを利用しているユーザは Cingular Wireless の店舗にて購入することになる。ただし、Cingular Wireless の携帯電話料金と SBC の固定電話料金を一括した請求書で支払い請求を受けているユーザに対しては、この電話転送に係るプランの月額料金は無料となる。

一方、BellSouth のユーザについては、携帯電話と固定電話の料金請求の一括化および発信者番号通知、キャッチポンなどの少なくとも 2 つ以上の付加サービスを申し込んだユーザにはこの電話転送に係るプランの月額料金は、SBC と同様に無料となる。

「FastForward」は、現在、Motorola および一部の Nokia 社製の携帯電話機に対応しているが、Sony Ericsson および Siemens を含む他社機種についても 2003 年 11 月 1 日から対応可能となる予定である。

2. 「FastForward」の利用方法

携帯電話機にかけられた通話をあらかじめ指定した固定電話に転送するためには、携帯電話機のアドレス帳（address book）に転送先の固定電話番号などを登録し、携帯電話機を電源を入れたままこのクレードルに装着する。（下写真参照）。その際、クレードルが携帯電話機のバッテリを自動的に充電する仕組みにもなっている。



出典：「Digital Edge」(nbc4.com)



転送先として指定できる固定電話番号は、固定通信事業者に関係ではなく、ローカル固定電話サービスエリアにおける最大3つの固定電話番号のいずれかである。アドレス帳に「Cf1」～「Cf3」(Cf: call forwarding)のいずれかの識別名称と転送先の固定電話番号を入力して登録しておく。

例えば、クレードルを自宅に設置した場合は、「Cf1」と自宅の固定電話番号を登録しておき、クレードルの底面にある「Cf」選択スイッチを「Cf1」に設定して利用する。さらに会社にもクレードルを追加設置した場合は、アドレス帳に「Cf2」と会社の固定電話番号を合わせて追加登録して、「Cf」選択スイッチを「Cf2」に設定する要領となる。

クレードルの前面パネルの「Forward」ランプ(前頁写真参照)が点灯していれば、モバイル網の転送機能が稼動状態にあることを示している。以上の設定により、通常は携帯電話機に着信する通話をユーザが指定した電話番号の固定電話機に自動転送することができる。

転送機能を解除するときは、クレードルの前面パネルの「Cancel」ボタンを押下し、携帯電話機を取り外すだけでよい。「Cancel」ボタンを押さずに携帯電話機をクレードルから取り上げたときは、携帯電話へかけられた通話は引き続き指定した固定電話に転送されるが、携帯電話機から通常の発信通話を行うことが可能であり、またショートメッセージサービス(SMS)の利用も可能である。なお、「Cancel」ボタンを押下するかわりに、携帯電話機の機種によって異なるが特定のコード(“#”あるいは“*”など)を押下すれば転送解除を指示することも可能である。

COMMENT

「FastForward」の導入で、SBCおよびBellSouthは加入者の新規獲得とユーザ引き留めを狙い、Cingular Wirelessも同時に新規携帯電話加入者増加の誘因になると判断している。また、Cingular Wirelessは転送利用者が増加すれば固定電話への転送によりモバイル網の通信トラフィック負荷減少となるとも考えているようである。エンドユーザーにとっては、米国では多くの携帯電話料金プランで着信側にも通話料金がかかるため、一定量を超える着信がある場合は「FastForward」により、通信コスト削減のメリットがある。

この新サービス以外にもCingular Wirelessは、携帯通話料金プランの未使用の通話分数を翌月に繰り越し可能なサービスを提供している米国で唯一の携帯事業者でもあり、競合他社との差別化を図るべくサービス開発を行ってきている。

(鈴木 香)

<文中の換算率>

1USドル=111.35円(2003年10月1日付け東京市場TTMレート)

<出典・参考文献>

- ・「CINGULAR WIRELESS, SBC COMMUNICATIONS, AND BELLSOUTH INTRODUCE UNIQUE DEVICE FOR ROUTING INCOMING WIRELESS CALLS TO WIRELINE NUMBERS」(Cingular Wireless News Release: ATLANTA, Sept. 9, 2003)





●モバイル（米国）

- ・「Cingular Wireless, SBC Communications, BellSouth Introduce Device For Routing Incoming Wireless Calls To Wireline Numbers」 (SBCPress Room: San Antonio, Texas, September 9, 2003)
- ・「Digital Edge: Cingular's FastForward」 (nbc4.com, Thursday, October 02, 2003 3:35 AM)
- ・「Cellphones that reach alter egos」 (By David Pogue, The New York Times, CARACAS, Petroleumworld, 09.12.03)
- ・「FastForward User Guide - Motorola V60, V70, 120t, T720, C331t Series」 (Cingular)
- ・「FastForward User Guide - Nokia 6340, 6340i Phones」 (Cingular)



KDDI RESEARCH



モバイル（香港）

CSL、アジア初の EDGE サービスを開始

香港第2位の携帯電話事業者 CSL が世界で2例目になる EDGE ネットワークの商用運用を開始した。GSM網上の高速データ通信を可能とする EDGE は GPRS に続く技術として世界の GSM 事業者の間で関心が高まっている。

豪 Telstra の 100% 子会社である携帯電話会社 CSL が 9 月 9 日から、アジアの携帯電話キャリアとしては初めて、EDGE ネットワークの商用サービスを開始した。

EDGE は “enhanced data rates for GSM evolution” の略^(注5)。GSM 携帯電話ネットワークによる高速データ通信を可能とする技術で、GPRS の後継技術に当たる。現行の GPRS の実行速度が 40kbps 程度なのに対し、EDGE は最大でその約 3 倍の 118kbps 前後のスピードが出せる。しかし W-CDMA には及ばないため、俗に 2.5G と呼ばれる GPRS と 3G の W-CDMA の中間的存在として 2.75G と呼ばれることがある。

今年 6 月に米国の Cingular Wireless が世界初の商用サービスを開始しており、今回の CSL の開業は世界で二例目になる。

EDGE の導入により動画メール等の MMS (マルチメディア・メッセージ・サービス) やビデオストリーミング等のサービスが GPRS よりも快適に利用できるようになる。CSL は EDGE をこれまでの GPRS サービスを補完し、W-CDMA サービスへの橋渡しをする存在と位置付けている。

現在、CSL の収入にデータ通信サービスが占める割合はまだ 7% 程度に過ぎず、モバイル・データ市場が成熟してきたとは言い難い。3G に移行する前に、まずデータ通信収入の比率を 10 ~ 15% くらいまで高めたいと CSL の伍清華 (Hubert Ng) CEO は述べている。

CSL は 9 月末、開業から 1 ヶ月足らずで 7 千台以上の EDGE 携帯電話機が売れ、メーカーに追加注文したと発表した。

普及のネックとなるのは EDGE 対応端末の種類がまだ少ないとだが、2004 年早々には新機種も複数発売される予定である。

(注5)
enhanced data rates for global evolution の略だとする説もある。



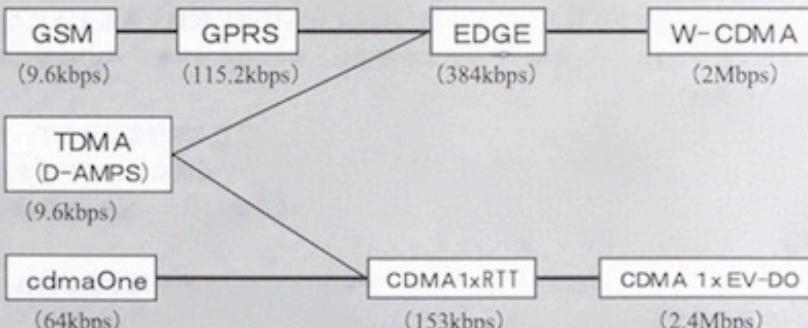


【コラム①】世界のGSM事業者の間に広がるEDGE

EDGEは3G免許を取得できなかった2G携帯電話事業者にとって、現在使用している周波数帯のままで3Gに近い質のサービスを提供できるというメリットがあり、また3G免許を持っている事業者にとっても全国規模の3Gネットワークが完成するまでの過渡期の補完的なネットワークとして導入価値がある。

EDGEは名前のとおりGSMネットワークのアップグレード版として開発されたものだが、米国のUWCC(Universal Wireless Communications Consortium)とGSM Associationの協力によりTDMA(D-AMPS)からEDGEに移行する技術が開発されたことにより、特に米国のTDMA事業者の間で積極的に導入が検討されてきた。また世界的に3Gサービスの開始が遅れる傾向にある中、3Gを開始する前にまずコストのかからないGPRS、EDGE等を経ることで、モバイル・ブロードバンドに対する消費者の認知度や需要を高め、3Gへの地ならしを図ろうと、EDGEに関心を示すGSM携帯電話事業者も増えてきている。

GSM携帯電話の関連企業による業界団体GSM Associationによると、現在EDGEネットワークを展開または計画中の事業者は世界35の国や地域で50社以上に上る。



（注）カッコ内は静止時の理論上の最大データレート。

<各種資料に基づきKDDI総研作成>



■ EDGE を導入、または導入を計画している主な事業者

北 米 ・ 南 米	カナダ	Microcell, Rogers AT&T Wireless
	米国	AT&T Wireless, Cingular Wireless®, Dobson Communications, Cellular One, EDGE Wireless, T-Mobile USA
	メキシコ	Telcel
	ブラジル	Telecom Américas
	アルゼンチン	Telecom Personal
欧 州	英国	Orange
	フランス	Bouygues Telecom
	イタリア	TIM
	ハンガリー	Pannon GSM Telecommunications
ア ジ ア ・ オ セ ア ニ ア	イスラエル	Cellcom
	バーレーン	Batelco, MTC Vodafone
	クウェート	Wataniya Telecom
	シンガポール	StarHub Mobile
	マレーシア	Digi
	タイ	DTAC, TA Orange
	フィリピン	SMART Communications, Globe
	香港	CSL®, Peoples Telephone, Sunday
	オーストラリア	Telstra, Optus

※ 2003年9月現在、EDGE 導入済みキャリア

<出典> GSM Association ホームページ (<http://www.gsmworld.com/>)

◆ 3G 開業に向けた動き

香港では2001年9月にオークションにより CSL、Hutchison Telecom、SmarTone、Sunday Communications の4社(すべて既存の2G携帯電話事業者)が3G免許を落札した。

そのうち、今年初めから英国、イタリア、オーストラリア等で相次いで W-CDMA サービスを開始した Hutchison は、香港でも5月から加入予約の受け付けを開始したもの実際のサービス・インの日程はまだ確定していない。当初は6月頃に開業する計画が、主に3G端末の供給不足が原因で延期となっている。2003年内には開業予定だというが、2004年にずれ込む可能性もある。

CSL も2003年内に開業の予定だったが、早くとも2004年第1四半期までに延期すると発表した。

また SmarTone と Sunday Communications の二社は早くも2004年末頃の予定と述べており、香港で3Gが本格的に普及し始めるのは2005年以降になりそうである。





● COMMENT

香港の携帯電話利用者数は2003年7月末現在565万人、対人口普及率は96%に達したが、そのうち2.5Gと呼ばれるデータ通信速度のやや速いサービスを利用している人の数は約6%の41.9万人に過ぎない。2.5G市場が未だ未成熟であることが事業者の3G移行への足を引っ張っている。

香港ではCSLに続いてPeoples Telephone（萬衆電話）がEDGE開業を計画している。3G免許を持たないPeoplesはCSLよりも早い時期からEDGEに関心を示してきた。現在Peoplesの非音声サービスの中では着信メロディや壁紙のダウンロード、Javaアプリを使ったゲーム、MMS等の人気が高いというが、約100万人の加入者のうちGPRS端末を持っている人の数は12万人程度に過ぎず、MMS対応機の保有者は更に少ない約4万人しかいない。PeoplesはEDGEの導入によりデータ通信サービスの需要が伸びてくれれば、他の3G事業者から回線を借りてMVNO^(注6)として3G市場に参入することも検討している。

(近藤 麻美)

(注6)

香港では3G免許の条件としてMVNO（Mobile Virtual Network Operator）に回線を開放することが義務付けられている。

(注7)

OFTAによると2002年5月以来ずっとCSLのTDMAサービスのユーザーは5万人を下回っており、またHutchisonのCDMAユーザー数も10万人を切っている。

<文中の換算率>

1香港ドル=14円（2003年10月1日東京のTTMレート）

<出典・参考文献>

KDDI香港報告、Global Mobile／Baskerville、South China Morning Post、明報、GSM Association（www.gsmworld.com）、Ericsson（www.ericsson.com）他

■参考 香港の携帯電話事業者（加入者数：2003年6月末現在）

事業者	方式	加入者数	シェア	3G免許	ARPU
Hutchison (和記電訊)	GSM900／1800、 CDMA	1,744,675	27%	有	非公開
CSL	GSM900／1800	1,100,280	17%	有	HK\$400 (約5,600円)
SmarTone (数码通)	GSM900／1800	999,637	15%	有	HK\$181 (約2,500円)
New World Mobility (新世界傳動網)	GSM1800	941,000	15%	無	HK\$260 (約3,600円)
Peoples Telephone (萬衆電話)	GSM1800	945,000	15%	無	HK\$230 (約3,200円)
Sunday	GSM1800	749,583	12%	有	HK\$200 (約2,800円)

<データ出典>加入者数：Global Mobile、ARPU：South China Morning Post (9.25)



【コラム②】2G周波数の再分配問題

香港では全部で6つの事業者がGSM900、DCS1800（GSM1800）、CDMA等の第2世代携帯電話免許を所有しており、その他に既に2002年中にサービスは停止しているもののCSLがTDMA免許を保有しているが、これらの免許が2005年7月から2006年9月にかけて順次期限切れを迎える。期限満了後の2G免許の取り扱いに関して先ごろ、香港電信管理局（OFTA）が公開諮詢を実施した。

OFTAは、GSMサービスに利用されている900MHz帯と1800MHz帯に関しては既存事業者に優先的に継続利用する権利を与えるが、800MHz帯のCDMAとTDMAについては加入者数が極めて少なく3周波数が有効活用されているとは言い難いため、HutchisonとCSLから周波数を回収して競争入札により免許を割り当て直すことを提案している。

OFTAの原案に対しHutchisonとCSLは反発しているが、携帯電話市場に再参入したいPCCWをはじめとして、新規参入を目指す固定通信会社のWharf T&T、City Telecom等からは支持されている。

また中国本土でCDMAサービスを展開している中国聯合通信の子会社のChina Unicomも香港でのローミング先を確保する上からCDMA周波数の行方に大きな関心を寄せている。Unicomは香港でCDMA事業者を少なくとも2社は作るようOFTAに要望している。また場合によっては自ら香港で免許を取得してCDMA網の運営に乗り出す可能性もあると述べている。



ゲーム（世界）

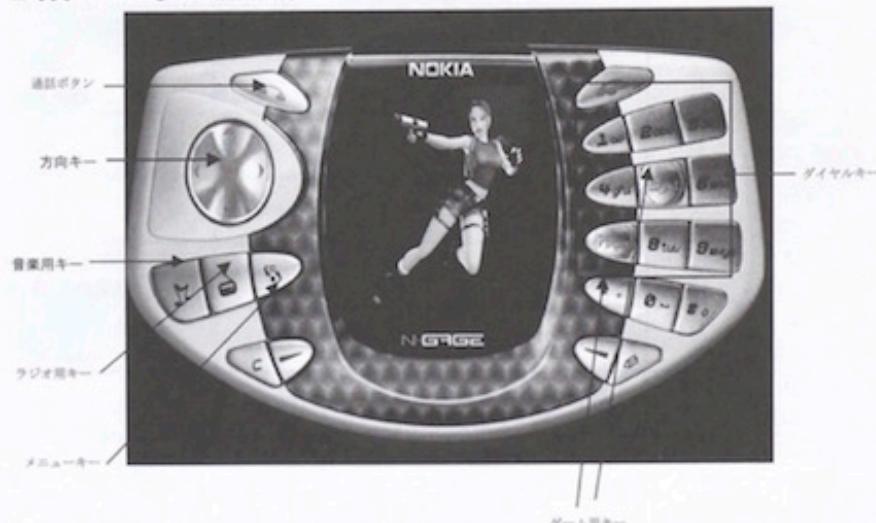
Nokia、GAMEBOY ADVANCE™型の新型携帯端末で携帯電話とゲームの融合を狙う

■ 携帯電話メーカーのNokiaは、2002年11月に記者発表したGAMEBOY ADVANCE™型の携帯電話N-Gage™を2003年10月7日に販売開始した。これは、携帯電話の機能はもちろん、ゲーム、MP3プレイヤー、FMラジオ等の機能を備えた複合端末である。また、Nokiaは、N-Gage™発売に向け、ゲームコンテンツメーカーとの提携、将来のオンラインゲーム提供を睨んだSega.comの技術資産の買収など、積極的な仕掛けを行ってきており。本稿では、N-Gage™のスペック、提供ゲーム等を紹介すると共に、併せて日本における携帯電話端末ゲーム市場を概観した。

1. N-Gageとは？－基本性能と基本スペック－

2002年11月に記者発表したNokiaの新型携帯電話端末N-Gage™（写真1～3）が、約1年後の2003年10月7日についに発売された。N-Gage™は、これまで携帯電話端末メーカーが発表してきた端末とそのフォルムからして大きく異なっている。

■写真1：N-Gage™の正面画像



出典：Nokia N-Gage HP（プレス用写真）

（写真注1）写真の機種はシルバーグレーのバージョン。この他にダーク・グレー、ダークグリーンの3種類がある。

（写真注2）電源キー、イヤフォンは上部に、USBはサイドに、ヘッドセット用の接続端子は下部にある。



KDDI RESEARCH



■写真2：左侧ボタン部分拡大



出典：Nokia N-Gage HP（プレス用写真）



■写真3：右侧ボタン拡大



出典：Nokia N-Gage HP（プレス用写真）

< N-Gage™ の主な機能 >

- ① GSM900、1800、1900MHz のトリプルバンドに対応する携帯電話機能。GPRS により MMS（マルチメディアメッセージング）も提供
- ② Java アプリケーションをサポートしており、3D ゲームが楽しめ、Bluetooth により ローカル環境でのマルチプレイヤーゲームがプレイ可能
- ③ デジタルミュージックプレイヤー (MP3、AAC) 機能
- ④ FM ラジオ機能
- ⑤ 音楽ファイル作成機能 (Nokia Audio Manager PC SW)
- ⑥ その他：電子メール、アドレス管理、PC と同期可能なカレンダー、音楽ファイル、 ゲーム等のダウンロード用 USB



●ゲーム（世界）

< N-Gage™ の基本スペック >

- ① サイズ（縦×横×厚さ）：133.7 × 69.7 × 20.2mm
- ② 重さ：137g（標準電池含む）
- ③ 画面：バックライト付大型画面。176 × 208 ピクセル。4096 色
- ④ アンテナ：内蔵
- ⑤ 操作ボタン：方向キー（ゲームでは 8 方向に操作可能）、音楽用、ラジオ用等のショートカットボタン装備
- ⑥ OS：Symbian OS（Java 2 Micro Edition 対応）
- ⑦ 使用可能時間：種々の条件によって異なるが、以下のとおり。
 - ・待ち受け 150～200 時間
 - ・通話 2～4 時間
 - ・音楽再生 8 時間
 - ・ラジオ 20 時間
 - ・ゲーム 3～6 時間

■表 1：N-Gage™ と GAMEBOY ADVANCE™ の主な機能の比較

N-Gage™	名称	GAMEBOY ADVANCE™
縦 69.7 × 横 133.7 × 厚さ 20.2mm	サイズ	縦 82 × 横 144.5 × 厚さ 24.5mm
176 × 208 ピクセル	画面	240 × 160 ドット
4,096 色	表示能力	32,000 色
内蔵 16MB+ 外部メモリーカード（32、64、128KB の MMC カード対応）	メモリ	32KB WRAM+96KB VRAM (CPU 内蔵) 256KB WRAM (CPU 外部)
3～6 時間	ゲーム使用時間	10～15 時間
137 g	本体重量	140 g

[各種資料をもとに KDDI 総研作成]

⑧ 標準販売パッケージ：以下のとおり。

- ・本体（充電池付）
- ・充電器
- ・ステレオヘッドセット
- ・USB ケーブル
- ・録音ケーブル
- ・アダプターケーブル
- ・説明書、CD-ROM、提供ゲームプローシャー



■写真4：別売のワイヤレス・ヘッドセット



出典：Nokia N-Gage HP（プレス用写真）



2. N-GageTMにおけるゲーム展開

Nokiaは、2002年11月にN-GageTMを発表して以来、ゲームコンテンツ会社等と、積極的な企業提携の話し合いを行ってきた。これまでに発表された主な提携、買収は表2のとおりである。

■表2：N-GageTM発表からの他社との提携、買収

2002年11月4日	<ul style="list-style-type: none"> Nokia、N-GageTMを記者発表。 Sega、N-GageTM用ゲームを開発すると発表。
2003年2月5日	<ul style="list-style-type: none"> Nokia、ロンドンとシドニーで「Get Ready to N-Gage」と題したイベントを開催。N-Gageのデモンストレーションを実施。 THQ Wireless、N-GageTM用のゲームを提供する契約締結。これにより、同社は、「Moto GP」、「MLBPA Players Choice Baseball」（仮題）、「Red Faction」の3タイトルをN-GageTM発売と同時に提供する。 Eidos Interactive、N-GageTM用のゲームを提供する契約締結。人気ゲームである「Tomb Raider」等の2003年中の発売を予定。 Activision Inc.、N-GageTM用のゲーム開発と提供でNokiaと提携。 NokiaとT-Mobile、N-GageTM用のモバイルサービスをグローバル規模で共同開発することで合意。T-Mobileは、欧州、米国市場においてN-GageTM用ゲームを商用展開する初めてのネットワーク事業者となる。
2003年2月6日	<ul style="list-style-type: none"> タイトー、N-GageTM用ゲームを提供する契約を締結。提供ゲームは、対戦型パズルゲームである「パズルボブルVS」とタイトーの人気ゲーム4種（スーパースペースインベーダー、カダッシュ、キャメルトライ、パズニック）をパッケージにした「タイトーメモリーズ」。これらのゲームは、専用のメモリーカードを購入する形で提供される。





●ゲーム（世界）

2003年5月14日	<ul style="list-style-type: none">Gameloft、マルチプレイヤー形式のN-Gage™用ゲームを提供する契約を締結。提供ゲームは、「Tom Clancy's Splinter Cell」、「Tom Clancy's Ghost Recon」、「Marcel Desailly Pro Soccer」、「Rayman 3」。Nokia、Los Angelesで開催されたE3 (Electronic Entertainment Expo)において、N-Gage™に対応するゲームタイトルを発表。10月のN-Gage™発売に合わせ、約20タイトルのゲームを提供し、その後も定期的に新作をリリースする。これらのソフトとN-Gage™は、大手代理店、ゲーム専門店で販売する他、発売国の携帯電話販売チャンネルでも提供される。Activision、Ideaworks3Dと共に、N-Gage™用に提供するワイアレスマルチプレイヤー型ゲーム（移動体ネットワークを通じてプレイヤー同士が対戦できるオンライン型ゲーム）「Tony Hawk's Pro Skater」を発表。
2003年7月21日	<ul style="list-style-type: none">Nokia、N-Gage™発売を前に、ヨーロッパにおいて「N-Gage Tour」と名づけた販売促進を開始。「N-Gage Tour」は、8月9日にフィンランドのヘルシンキで開始され、欧州16カ国、50都市以上で提供され、10月4日のパリで完了する予定である。Nokiaは、併せて、携帯ネットワーク上で利用できる仮想ゲーム競技場「N-Gage アリーナ」を開設。（端末の発売日に合わせてサービス提供を開始する予定）
2003年8月19日	<ul style="list-style-type: none">NokiaとSega、Segaの米子会社SEGA.comのオンラインマルチプレイヤーゲームに関する技術「SEGA Network Application Package」をNokiaが買収したと発表。Nokiaは、これにより、N-Gage™のオンラインゲーム用プラットフォームをゲーム開発者に提供することが可能となる。
2003年8月28日	<ul style="list-style-type: none">Electronic Arts (EA)、N-Gage™向けのゲームを提供することでNokiaと合意。

出典：Nokia Press Release等よりKDDI総研作成

また、Nokiaが、10月7日のN-Gage™発売に併せて、現在までに発表しているゲームは表3のとおりである。

■表3：2003年9月2日現在、発表されているゲームリスト

ゲーム名	提供企業	ゲームジャンル	発売日
① Marcel Desailly Pro Soccer	Gameloft	スポーツ	2003年秋
② MLB Slam!	THQ Wireless	スポーツ	2003年秋
③ Moto GP	THQ Wireless	レーシング	2003年秋
④ Pandemonium	Eidos	アクション	2003年秋
⑤ Pathway to Glory	Nokia	TBA	2004年
⑥ Puyo Pop	Sega	対戦型パズル（落ち物系）	2003年秋
⑦ Puzzle Bobbles VS	Taito	対戦型パズル	2003年秋
⑧ Rayman 3	Gameloft	アクション・アドベンチャー	2003年秋
⑨ Red Faction	THQ Wireless	シューティング	2003年秋
⑩ Sega Rally	Sega	レーシング	2004年



⑪ Sonic N	Sega	アクション・アドベンチャー	2003年秋
⑫ Super Monkey Ball	Sega	アクション	2003年秋
⑬ Taito Memories (下4つのパッケージ)	Taito		2003年秋
Super Space Invader		シューティング	
Cadash		アクションRPG	
Camestry		アクション	
Puzzunic		パズル	
⑭ Tom Clancy's Ghost Recon	Gameloft	アクション	2004年
⑮ Tom Clancy's Splinter Cell	Gameloft	アクション	2003年秋
⑯ Tomb Raider	Eidos	アクション・アドベンチャー	2003年秋
⑰ Tony Hawk's Pro Skater	Activision	スポーツ	2003年秋
⑱ Virtua Tennis	Sega	スポーツ	2003年秋

出典:Nokia N-Gage HP の掲載情報を元に KDDI 総研作成

Nokiaは、N-Gage™の発売当初はカード型のゲーム販売からスタートするものの、近い将来、通信機能を通じてゲームのダウンロード提供を開始し、第三段階としては「携帯電話機能を搭載したオンラインゲーム機」としてN-Gage™をステップアップさせていく戦略を考えている。また、N-Gage™でプレイ可能なゲーム数を増やすために、今後も積極的に、ゲームコンテンツ会社との提携を進めていくと思われる^(注8)。

Nokiaは、これまでにも「Forum Nokia」を組織して自社の携帯電話向けにコンテンツアプリケーションを作成している開発者に対して、技術仕様書、コンテンツ作成ツールなどを無料で提供している。開発されたコンテンツは、サイト内で通信キャリアとの販売交渉やオンライン販売も可能となっている。「Forum Nokia」の登録者数は、全世界で110万を超えると言われている。また、ユーザー向けのオンライン・コミュニティ「Club Nokia」を組織し、ゲーム、着メロ、画像イメージ、壁紙のダウンロード等の様々なサービスを提供している。

N-Gage™のようなハイエンド端末は、他にも、9月25日に発表されたティアドロップ型の7600(写真5)、MP3プレイヤーと携帯端末合体型の3300(写真6)などがある。その一方で、Nokiaは、インド、中国、ロシア、アフリカなど、将来有望な市場と見込まれる地域向けに、通話とメッセージング機能を備えた小型携帯電話端末1100、2300を発表した(写真7、8)。これにより、ゲーム機合体型、MP3合体型、ファッショニ重視型のハイエンド端末、カメラ付多機能携帯端末、丈夫で安いローエンド端末が相次いで発売され、ユーザーセグメンテーションに基づいたNokiaの戦略が徐々に見えてきている。

(注8)

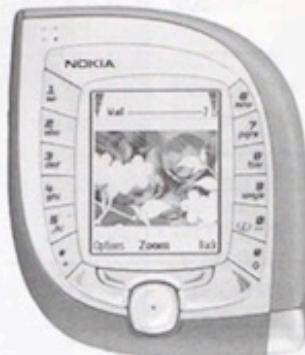
N-Gage™発表以前にも、Nokiaは2002年8月に、韓国のゲーム開発および振興協会(KDGI)と、韓国における携帯電話向けのデジタル・コンテンツの開発と普及について相互支援を行う契約に調印し、韓国のゲーム・コンテンツ開発業者の欧州、米国市場への参入を支援すると発表している。





●ゲーム（世界）

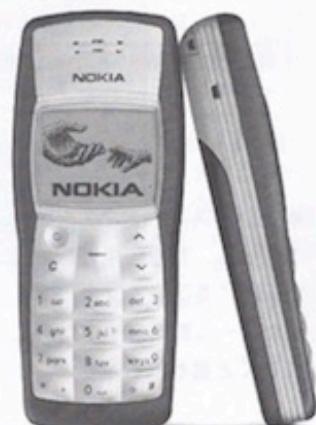
■写真5：Nokia7600



■写真6：Nokia3300



■写真7：Nokia1100



■写真8：Nokia2300



出典：すべてNokia HP（プレス用写真）

KDDI総研では、本記事を執筆するにあたり、Nokiaジャパンに電話取材を行った。以下は、その概要である。

Q：N-GageTMを日本で発売する予定は？

A：N-GageTMはGSM方式の端末なので、日本では販売の予定はない。GMS方式を採用している国では発売する。参考までに、米国での価格は約299米ドル。各国の状況によって異なる。

Q：販売目標は？

A：2年間で600万台である。

Q：日本のGAMEBOY ADVANCETMと端末形状が似ているが、どう捉えているか？

A：Nokiaは、携帯電話端末メーカーなので、N-GageTMで最も重視しているのは通信機能である。ゲーム機能、MP-3機能を付加価値として搭載することで、全く新しい市場カテゴリーの創造を目指している。



Q：将来 N-Gage™ に搭載したいアプリケーションは？

A：未定。通信事業者、アプリ開発会社等との連携によって新たなアプリ搭載の可能性はある。

Q：今後の戦略は？

A：Nokia は、2002 年だけでも 30 種類の端末を発売してきた。今後も年代、性別、趣味嗜好といった消費者セグメントに適合した商品開発を行い、消費者のニーズに応えていく。

上記インタビューで明らかなように、N-Gage™ は日本で発売されないので、日本のゲーム市場における GAMEBOY ADVANCE™ 等との直接競争はないが、GAMEBOY ADVANCE™ は、北米では既に 80 万台を販売していることから、ゲームフィールドにおいては直接競争となる。

これに対する任天堂側も、Motorola 社のワイヤレス技術^(注9)を搭載したチップの供給を受けることが判明した（写真 9）。このワイヤレスチップを GAMEBOY ADVANCE SP™ にセットすると、最大 10m の距離から、4 人までのプレイヤーを相手に双方向の対戦ゲームを行うことができる。Motorola 社にとっても、GAMEBOY ADVANCE SP™ という、世界中で大ヒットしているゲーム機とタッグを組むことで、メリットが生じる。

^(注9)
このチップは、TDMA 方式に基づいた通信プロトコルを採用している。

■写真 9：Motorola 提供のワイヤレスチップ



出典：Motorola HP

また、米 Tapwave 社は、9 月 17 日、Zodiac™ と名づけた携帯ゲーム機の予約受け付けを開始した。Zodiac™ は、OS を米 Palm 社、プロセッサーを Motorola 社が供給している。横 14.3cm、縦 7.9cm、厚さ 1.4cm で、重さは約 179 g。PDA としても使用でき、MP-3 の音楽再生、MPEG-1、MPEG-4、QuickTime などの動画も再生できる。さらに、SD メモリースロットが 2 基あり、別売りのカメラを取り付けることもできる。（写真 10）





●ゲーム（世界）

■写真 10 : Zodiac™



出典 : Tapwave HP

(注 10)

米 Sun Microsystems が開発したオブジェクト指向型プログラミング言語。ソフトで実現する仮想的なコンピューター（Java 仮想マシン）を実装したプラットフォームで、同一のプログラムを実行することが可能。

(注 11)

米 Qualcomm が提供する cdmaOne 携帯電話向けのアプリケーション開発プラットフォーム。プログラムをインターネット上の Web サーバに置き、cdmaOne のブラウザ・フォンサービスで電話機に直接ダウンロードし、実行する仕組み。端末に組み込んだ仮想的なコンピューター（Java 仮想マシン）上で動作する Java アプリケーションと比べて、端末のチップセットに直接アクセスできる分、高速かつ高機能なアプリケーションの開発が可能になる。



このように、N-Gage™、GAMEBOY ADVANCE SP™ + ワイアレスチップ、Zodiac™ と見えてくると、携帯電話フィールド、ゲーム機フィールド、PDA フィールドといったフィールドを分ける境界はなくなってきた。さらには、歩行者ナビ、決済機能、テレビ受信機能等も搭載されることで、携帯電話端末は「携帯マルチメディア端末」となり、人々の生活の一部として、人それぞれが、中心的に利用するアプリケーションをメインに端末選択をする時代になったと言えるだろう。

参考：日本における携帯電話ゲームコンテンツの動向

前述のとおり、海外では Nokia の N-Gage™ が新しいタイプの携帯電話ゲームとして注目されているが、日本における携帯電話ゲームコンテンツは、2001 年、NTT ドコモが Java を搭載した携帯電話向けアプリケーションサービス「i アプリ」を開始することにより本格化した。その結果、ゲーム機能を重視した特殊な携帯電話端末が発展するのではなく、あくまでも携帯電話のアプリケーションサービスの一つとしてゲームコンテンツは発展してきている。その後、Vodafone（旧 J フォン）と KDDI（au）もドコモの「i アプリ」に追従し、現在では、各社とも Java^(注 10) や BREW^(注 11) を活用した、多彩なゲームコンテンツを提供するようになっている。

サービス開始当初は非常に単純で、すぐに飽きてしまいそうなゲームが少なくなかったが、この 2 年で、Java の機能はさらに向上し、アプリケーション容量も 50KB から 200KB クラスに増量されたことにより、一昔前のアーケードゲームやファミコンゲームの移植はもはや当たり前となっている。特に NTT ドコモの 505i シリーズや Vodafone の J-SH53 などの新機種（表 4 参照）においては、Java の容量は 200KB を超え、かつ



てPlayStation™でヒットした「リッジレーサー」や「電車でGO!」などのゲームが、ほぼそのままのクオリティで遊べるようになっており、3Dの非常にリアルなゲームが携帯電話で遊べるということで注目されている。

現在、携帯電話で遊べる主なゲームコンテンツは表5に示すとおりである。

■表4：大容量Javaコンテンツ対応の携帯電話端末

NTTドコモ	キャリア名	Vodafone		
505i	機種	J-SH53	5xシリーズ	0xシリーズ
iアプリDX	商品名	Vアプリ	Vアプリ	Vアプリ
200KB	Javaアプリ容量	256KB	100KB	50KB

(各種資料をもとにKDDI総研作成)

■表5：主な携帯電話向けゲームコンテンツ

ゲームの系統	ゲーム名	提供企業	ゲーム・ジャンル	料金	備考
大容量系 (200KB以上)	リッジ・レーサー	ナムコ	レーシング	500円/1アブ	アーケード版の移植、3D対応
	I.Q.	ソニー・コンピューター・エンタテインメント	パズル	500円/1アブ	プレイステーション版の移植、3D対応
	電車でGO! 3D	タイトー	シミュレーション	200円/月額	アーケード版の移植、3D対応
	SD ガンダムバトル3D	バンダイネットワークス	アクション	300円/1アブ	携帯ゲームオリジナル、3D対応
	リアルテニス	ワウエンターテイメント	スポーツ	400円/1アブ	携帯ゲームオリジナル、3D対応
	遊んで!いぬとも	バンダイネットワークス	シミュレーション	300円/月額	携帯ゲームオリジナル
	信長の野望・超全国版	コーワー	シミュレーション	300円/月額	「信長の野望」リメイク
	BIOHAZARD（今秋発売予定）	カプコン	アクション	未定	プレイステーション版の移植、3D対応
	妖怪道中記（今秋発売予定）	ナムコ	アクション	300円/月額	アーケード版の移植
	パワフルプロ野球2	コナミモバイル・オンライン	スポーツ	300円/月額	携帯ゲームオリジナル
	ENERGY AIRFORCE 外伝	タイトー	シューティング	500円/1アブ	携帯ゲームオリジナル
	DRAGON × DRAGON	ジー・モード	シミュレーションRPG	300円/1アブ	PCゲーム版の移植





●ゲーム（世界）

大容量系 (200KB以上)	太鼓の達人	ナムコ	体感ゲーム	300円／月額	アーケード版の移植
	ゼビウス決定版	ナムコ	シューティング	300円／1アブリ	アーケード版の移植
	INVADER GROOVE	タイトー	シューティング	300円／月額	アーケード版のバージョンアップ
	ディグダグ	ナムコ	アクション	300円／月額	アーケード版の移植
	ウルティマオンライン	ドワンゴ	RPG	300円／月額	PCゲーム版の移植
旧名作移植系	忍者くん魔城の冒險	ケイブ	アクション	300円／1アブリ	アーケード版の移植
	ロードランナー	ハドソン	パズル	300円／月額	ファミコン版のリメイク
	ポンバーマン	ハドソン	パズル	99円／1アブリ	ファミコン版の移植
	パックマン	ナムコ	アクション	300円／月額	アーケード版の移植
FOMA系※	ドラゴンクエスト	スクウェア・エニックス	RPG	未定	ファミコン版のリメイク
	ファイナルファンタジー	スクウェア・エニックス	RPG	未定	ファミコン版のリメイク

※ 3G 携帯電話機 FOMA の特性を活かした大容量ゲームコンテンツの提供予定、およびサービス開始時期は未定。
(各社資料より KDDI 総研作成)

家庭用ゲーム機は、1983年7月のファミコン発売から約20年を経ることで、ようやく映画並みの表現力を持つ PlayStation 2™へと進化した。しかし、携帯電話ゲームはわずか数年で、このゲーム進化の20年分を一気に追いつく勢いで発展し、次期FOMA 対応のゲームコンテンツでは、PlayStation 2™並みのクオリティが実現されようとしている。

2003年9月に行われた「TOKYO GAME SHOW 2003」では、NTTドコモ、Vodafone の携帯電話ゲームは、家庭用ゲームの間を割って入るかのようにPRされており、参加企業は、携帯電話ゲームの宣伝を盛んに行っていた。現在、携帯電話ゲームコンテンツは徐々にユーザーの認知度が高まり、およそ300円～500円程度の価格で購入でき、市場も徐々にではあるが、形成されている。社団法人コンピュータエンターテインメント協会の調べによると、2001年、携帯電話大手3社による携帯電話向けゲーム市場は38億円に達したとされている。



■表6：2001年 国内携帯電話向けゲーム市場

キャリア名	ゲーム内容	売上規模	メーカー数
NTT ドコモ			
au	web ゲーム +Java ゲーム	約 38 億 5 千万円	約 121 社
Vodafone			

※この数字は通信事業3キャリア（NTTドコモ、KDDI、Jフォン）へのヒアリングをもとに推計。
※メーカー数は3キャリアの重複を含む。

（中村 正道、斎藤 豪助）

<出典・参考文献>

Nokia HP (<http://www.nokia.com/nokia/0,8764,64,00.html>)
Nokia ジャパン HP (<http://www.nokia.co.jp/index.html>)
Motorola HP (<http://www.mot.co.jp/>)
Tapwave HP (<http://www.tapwave.com/>)
Tokyo ゲームショー 2003 現地入手資料（2003年9月26日）



放送（韓国／日本）

モバイル衛星放送の日韓合意

韓国 SK テレコムと日本のモバイル放送株式会社は、モバイル衛星放送サービス開始に向けて衛星の共同保有について合意した。本発表に先立ち、電波管理当局である、韓国情報通信部と日本の総務省が本サービスに使用する周波数帯域の調整に合意し調印式が行われた。本合意によって、日韓同時にサービスを同一周波数にて配信することが可能になった。

また、SK テレコムとモバイル放送株式会社は、今後中国等の海外市場におけるサービス開始についても共同で実施することも合意した。

1. 報道発表概要

韓国移動体最大手 SK テレコム（以下、SKT）と日本のモバイル放送株式会社（以下、モバイル放送）は、2003年9月25日、サービスに使う衛星を共同保有することについて合意したと発表した。両者が行うモバイル放送とは移動体向け衛星マルチメディア放送事業と呼ばれるサービスであり、ユーザー各自がもつ携帯端末に専用衛星から番組が配信されるものである。サービス内容は、音声番組が約 60ch、映像番組が 9ch およびデータ放送チャンネルを含めた合計約 70ch のマルチチャンネル放送をいつでも、どこでも利用できるものである。現在のところ 2004 年にサービス開始が予定されている。

■図-1：サービスイメージ図

モバイル放送サービス
— 音楽・映像・データ —



出典：モバイル放送の HP



KDDI RESEARCH



2. 今回の合意内容等

（1）周波数帯域利用の合意について

今回、同サービスに対して割り当てが合意されたのは、2.6GHz 帯衛星デジタル音声放送に係わる衛星周波数帯域についてである。本合意は総務省が 2.6GHz 帯域において衛星デジタル音声放送を行う為に、各国と衛星周波数調整を行っていたものである。特に韓国は日本と同一の衛星軌道位置において同一の周波数の使用を希望していたため、相互混信の回避が課題になっていたが、同一周波数偏波分離方式^(注 12) の採用を合意したことにより、近隣地域での衛星電波の有効利用が可能になった^(注 13)。

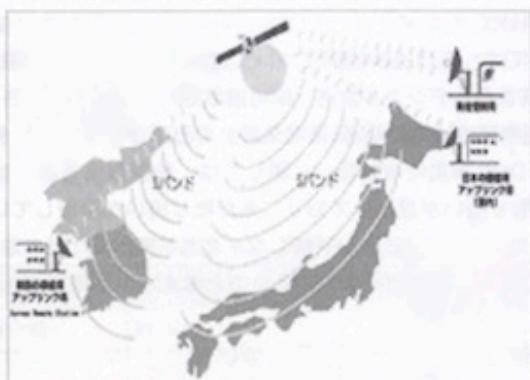
（注 12）

同一周波数の偏波分離（右旋円偏波と左旋円偏波を分離）を行うことにより同一周波数を日々で混信なく同一周波数を利用できる。

（注 13）

規制当局間の合意を受けて、モバイル放送サービス開始にあたっての障害はなくなったと言える。勿論、衛星の打ち上げ、調整、周辺インフラの整備という大きなハードルは存在するものの、その成否はすでに SKT・モバイル放送側に移ったことになる。

■図－2：偏波方式による衛星共同利用イメージ



出典：モバイル放送の HP

（2）衛星共同利用に関する両者の持分比率について

今回の合意における SKT・モバイル放送の衛星持分比率はそれぞれ 34.66%、65.34% で出資額は約 95 億円（約 923 億ウォン）、約 179 億円（約 1,740 億ウォン）となる。

（3）サービス開始時期等

衛星打ち上げについては、2004 年 1 月が予定されている。また、SKT、モバイル放送とともに 2004 年サービス開始予定としているが、詳細な時期はまだ明らかにしていない。基本的に衛星が打ち上がれば、サービス開始へ向けて大きく前進する一方で、トンネル・地下街・ビルの谷間・山間部などの電波不感地帯においてはギャップフィラーと呼ばれる再送設備の設置が必要になる^(注 14)。

（注 14）

サービス開始に際してどの程度のギャップフィラーの整備を考えているのか不明であるが、サービス普及についての大きな指標になるものと考えられる。



KDDI RESEARCH



●放送（韓国／日本）

■図－3：端末のイメージ



出典：モバイル放送のHP

（4）事業免許について

事業免許については、モバイル放送については、衛星放送局の予備免許を2003年7月25日付けで総務省からデジタル放送（超短波放送）の目的で交付されている。一方、韓国SKT側は放送事業の「衛星DMB事業免許」の取得が必要となる見込みである。しかしながら、衛星DMB事業の取り扱いに際しては、韓国政府省庁間において放送と通信との垣根を巡る取り扱いが混迷しており、未だ取り扱いが決着していない。政府の動きとは裏腹に、SKTは、放送法改正が決着しなくとも、施行令などの形で決着した上で、2004年4月までに事業免許の取得ができるものと考えている模様である。

3. 他国での類似サービスの状況について

現在のところ、モバイル衛星放送についての先行例として、米国でXM Satellite RadioとSirius Satellite Radioの2社がサービスを展開している。但し、両者とも音声サービスのみで、映像・データは提供していない。先行するXM Satelliteには2003年6月末で約69万の加入者を持つが、2003年9月末100万加入者達成を掲げている。両者についての諸データを表-1に示す。

■表－1：米国での先行例データ

	XM Satellite Radio	Sirius Satellite Radio	モバイル放送(日本)
モバイル衛星放送サービス開始時期	2001年9月25日	2002年2月14日	2004年予定
加入者数(2003年6月末)	692,253加入	105,186加入	
加入者数の推移	2003年第2四半期(4～6月)に43%の加入増があった。(209,178加入増)	同社は2003年第2四半期末までの加入目標を10万加入としており、目標は順調にクリア。	
月額使用料金	9.99US\$ (約1113円)	12.95US\$ (約1442円)	1,000～3,000円を予定



端末価格 家庭用端末 屋外用端末	50US \$ 程度(約 5,568 円) 100 ~ 200US \$ (約 11,135 ~ 22,270 円)	50US \$ 程度(約 5,568 円) 130 ~ 190US \$ (約 14,476 ~ 21,157 円)	5万円程度 (映像受像可)
------------------------	--	--	------------------

出典：XM Satellite, Sirius Satellite の HP

4. 類似端末の出荷数について（参考）

現状では、モバイル放送、特に映像放送は実例がないため既存メディアとの比較が困難であるが、参考のため、PDA、携帯テレビの日本国内出荷数を表-2に示す。

携帯テレビに関しては、カーカラーテレビのデータであるが、カーナビの発達によって端末媒体自体が進化しており、車載型のテレビ専用機については今後減少していくものと見られる。

今後、両メディアとも携帯電話およびカーナビ端末の技術革新が進むとともにこれらに統合されていくものと見られる。

■表-2：日本における2002年度のPDA、携帯テレビ出荷台数

	PDA 端末 ※1	携帯テレビ ※2
2002 年度出荷台数	68万台	98.5万台
前年度比	-21%	+16%

※1 出典：ZDNET ニュース速報 2003年7月23日号 (<http://www.Zdnet.co.jp/>)

※2 出典：JEITA（社団法人 電子情報技術産業協会）ホームページ (<http://www.jeita.or.jp/>)

COMMENT

今回発表のSKT、モバイル放送の衛星共同所有については、日韓電波管理当局間の衛星利用周波数合意を受けたものであり、サービス開始についての大きな前進といえる。しかしながら、サービスそのものを考えたとき、次のようないくつかの不安要素を挙げよう。（1）一方的な配信であり、双方向性がない。（2）衛星をはじめ莫大な設備投資をする。（3）一方で携帯電話が伝送速度、コンテンツも含めて加速度的に進化している。

特に、現状でのモバイル衛星放送サービスの成否はどれだけ魅力あるコンテンツをリーズナブルな料金で提供できるかに集約されようが、携帯電話へのコンテンツ提供は人的資源以外にさほど大きな設備投資を伴わないなど取り巻く状況は厳しい。

本サービスの韓国での提供主体SKTは通信会社であるが、モバイル衛星放送端末は、中長期的に、携帯電話に融合していくというビジョンを描いているようである。

（高橋 俊之）





●放送（韓国／日本）

＜文中の換算率＞

100 ウォン = 9.72 円、1US\$=111.35 円（2003 年 10 月 1 日東京市場 TTM）

＜出典・参考文献＞

SK テレコムホームページ (<http://www.sktelecom.co.jp>)

モバイル放送（株）ホームページ (<http://www.mbcn.co.jp>)

ZDNN ニュース速報 (<http://www.zdnet.co.jp>)

総務省ホームページ報道資料 9 月 25 日 (<http://www.soumu.go.jp>)

XM SATELLITE RADIO ウェブサイト (<http://www.xmradio.com>)

SIRIUS SATELLITE RADIO ウェブサイト (<http://sirius.com>)

ZDNN ニュース速報 ウェブサイト (<http://www.zdnet.co.jp>)

JEITA（社団法人 電子情報技術産業協会）ホームページ (<http://www.jeita.or.jp/>)

キャリア(米国)

Global Crossing は復活するのか? ～米国連邦政府、ST Telemedia による買収を承認～

米国連邦政府は、シンガポールの政府系企業、ST Telemedia による Global Crossing の買収を最終的に承認したが、それには連邦行政府と合意した国家安全保障面からの条件が課せられていた。連邦破産法 Chapter 11 適用を申請して破綻した Global Crossing の再建への道のりを追う。

2003年10月8日、米国連邦通信委員会(FCC)により、Global Crossing Ltd.(GC)からシンガポールの政府系企業である Singapore Technologies Telemedia Pte. Ltd. (STT)^(注15)への免許移転(GC関連会社が保有する、国内および国際の214条認可^(注16)、海底ケーブル陸揚免許や無線局免許の、GC Acquisition Limited^(注17)への移転)が認可された。これにより、STTによるGCの買収が、連邦政府によって最終的に承認されたこととなる。

STTによる買収は全GC株式の61.5%に達するものであり、評価額が224億ドル(約2兆4,900億円)にのぼると言われるGCの買値としては破格に安いものと言える。しかし、国際海底ケーブルの容量が過剰供給され、その市場価格が暴落している現状では、STTによる買収を問題があると見る向きも少なくない。以下本稿では、GCの破綻からSTTによる買収計画認可までの経緯を眺め、FCCによる審査の内容を検討した後に、GCの今後を展望する。

1. 経緯

■ GCの設立～破綻まで

GCは、1997年3月に英領バミューダ法人として設立された。その後にAtlantic Crossing 1^(注18)の建設契約を締結するなど、光海底ケーブルの建設を積極的に推進し、世界27カ国的主要200都市を結ぶ、全長16万キロに及ぶ光ファイバーネットワークを作り上げた(図表1参照)。しかし、業績不振のため2001年5月ごろから株価が急落し、翌2002年1月28日には、124億ドル(約1兆3,800億円)の負債を抱えて、ニューヨーク州南部連邦破産裁判所にアメリカ連邦破産法Chapter 11の適用を申請^(注19)するに至った。

(注15)

シンガポール政府が100%出資する持株会社 Temasek Holdings の孫会社に当たる。親会社の Singapore Technologies はシンガポール最大のコングロマリットで、航空、エレクトロニクス、不動産、金融、通信など多くの事業分野を持つ。

(注16)

米国通信法第214条(線路の延長)は、設備ベース事業者による通信設備の建設・運用に当たって、あらかじめ FCC から認証を取得することを義務付けている。

(注17)

Chapter 11 およびバミューダ破産法下での GC 再建を実施する目的で、バミューダ法に基づいて設立された法人。免許以外の全資産や営業も、GC から同社に移転される。買収の実行までは全株式を GC 単独で保有するが、その後は、61.5% を STT が保有し、残る38.5% は GC の債権者が受け取る。

(注18)

米国、英国、オランダおよびドイツをリング状に結ぶ光ファイバーシステムで、光波長多重(WDM)と呼ばれる大容量化技術が採用されている。

(注19)

GC、米国マイクロソフトおよび日本のソフトバンクが合併で設立した Asia Global Crossing (AGC) は、GC が Chapter 11 の適用を申請した際に、AGC は GC の関連会社ではなく、GC の申請は AGC の運営や顧客サービスには何ら影響しないとの声明を発表した。2002年11月、AGC は Asia Netcom (China Netcom を筆頭株主とする、SoftBank Asia 等との合弁会社)へ売却されることが発表された。

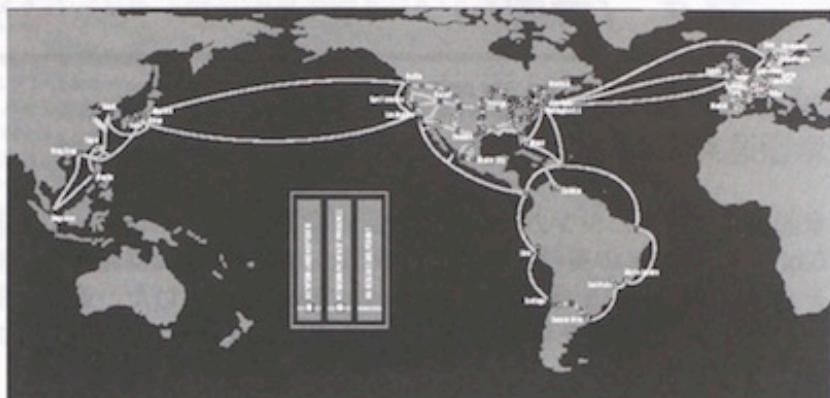


KDDI RESEARCH



●キャリア（米国）

■図表1：Global Crossing Global Network Map



出典：Global Crossing ホームページ

■再建計画～FCC認可まで

2002年8月には、STTとHutchison Telecommunications Limited (Hutchison)^(注20)が、再建後のGCを2億5,000万ドル（株式の61.5%）で買収することに合意したが、この買収計画の実現のためには、①外資による米国企業の買収に関する認可（外国投資委員会：CFIUS^(注21)）、②免許移転に関する認可（FCC）、といった連邦政府による承認を得る必要があった。

買収計画の発表後、Hutchisonと中国政府や軍との繋がりを懸念する声が米国内で挙がり、国防総省が計画に反対し、国土安全部が態度を留保するなどの状況となった。その後、2003年4月に、Hutchisonが本買収から手を引き、その買収分をSTTが引き継ぐことが発表されたことによって、国家安全保障上の懸念が緩和された。

2003年9月には国防総省や国家安全省の代表を含むCFIUSによってSTTによる買収が認可され、さらに同年10月には、FCCによって免許移転が認可された。

■図表2：Global Crossingの設立からSTTによる買収の承認まで

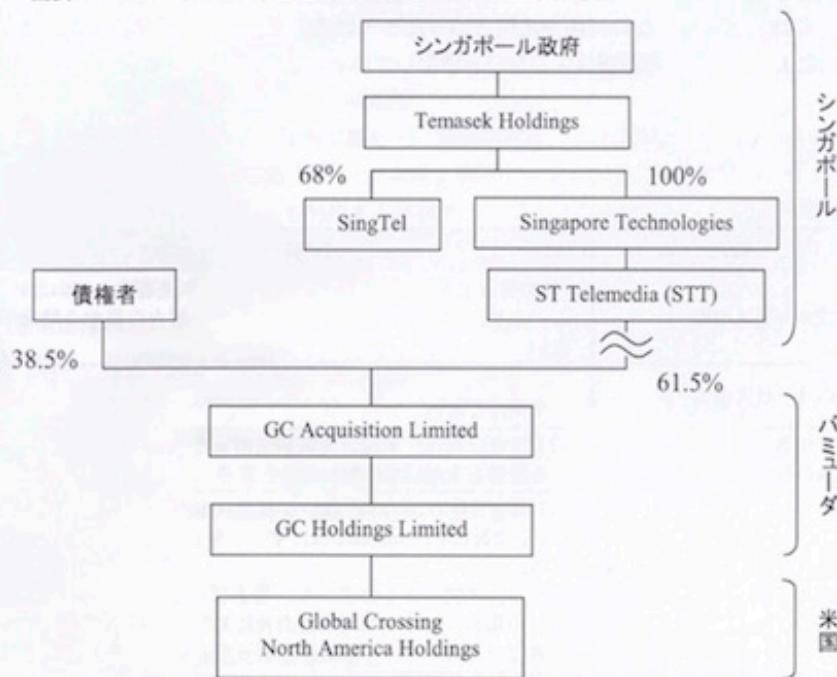
1997年	3月	英領バミューダ法人としてGCが設立される（業務上の本社は米国ニュージャージー州）
1998年	8月	株式公開（公開初日に一株9.5ドルが、7カ月後に64ドルに上昇）
2002年	1月	GCが連邦破産法Chapter 11の適用を申請
	8月	STTとHutchisonが、再建後GCの買収に合意 GCがFCCに免許移転の申請
	10月	司法省/FBIが、国家安全保障等に関する行政審査の終了まで、FCC決定を延期するよう要請
	12月	連邦破産裁判所、GCの再建計画を認可
2003年	4月	GCとSTT、STTがHutchisonの買収分を引き継ぐことを発表
	9月	外国投資委員会（CFIUS）が、買収を認可
	10月	FCCによる免許移転の認可



KDDI RESEARCH



■図表3：Global Crossingを巡る出資関係（STTによる買収後）



出典：FCC資料に加筆修正

■ STT（と Hutchison）の狙い

STTは、2002年12月にインドネシアの衛星通信会社であるPT Indosatの民営化に際して、42%の出資を決めるなど、積極的な海外投資を行っている。さらにSTTは法人向けデータサービスの強化を計画中であると報じられており、GC買収はこうした方針に沿って行われるものと思われる。

一方、Hutchisonは、1999年に香港での固定電話事業を行う会社（Hutchison Global Crossing : HGC）をGCと合併で設立^(注22)した際に、GCに固定電話事業の権益の半分を譲渡し、その見返りとして、4億ドル（約445億円）の転換社債を取得している。GCを買収して再建すれば、この転換社債も紙くずになることなく、米国を含むグローバルな通信事業を展開できることで、一挙両得になるはずであった。

2. FCCによる審査

GCが申請した免許移転に係るFCC審査は、次の観点から行われた。

- ①競争上の要因
 - ②外国からの投資
 - ③国家安全保障、法執行および公共の安全
- 以下各ポイントごとに審査内容を概説する。

(注22)
HGCは、2002年4月にHutchison Whampoa Limitedの完全子会社とされ、同年8月には、Hutchison Global Communicationsに社名を変更している。





●キャリア（米国）

■競争上の要因

FCCは、下表のように州際や国際といったサービス市場別に審査を行った結果、本買収によって反競争的影響は生じないと認定している。

■図表4

観点	検討結果
州際サービス市場	・STTの運営子会社は、米国内で州際サービスを提供していない。このため、州際サービス市場において支配力の集中を増進しない。
国際サービス市場	・GCの活動とSTT関連会社の活動とは、米国の国際サービス市場で重複しない。
ボトルネック性 (地域サービス市場)	・STT関連会社は、米国の電気通信市場でボトルネック性を有する設備を支配していない。
国際ルート	・STT関連会社のSingTelはシンガポールで市場支配力を持ち、STT子会社のPT Indosatは、インドネシアで市場支配力を有する。 ・しかし、米国-シンガポール、および米国-インドネシアルートの場合、STTの米国関連会社に対する国際ドミナント事業者セーフガード ^(注23) の適用によって、当該ルートにおける市場支配力が制限される。

(注) 母国で市場支配力を有する外国事業者の関連会社に対して、トラフィックおよび収入の四半期ごとの報告などの追加的義務を課すもの。

■外国からの投資

通信法310条（免許の所有及び移転についての制限）は、設備ベース事業者による無線局免許の保有^(注23)について、下表のような外資規制を設けている。

■図表5：無線局免許保有に関する外資規制

外国人（含む政府・法人）の国籍	免許を直接保有	免許を間接的に（子会社等を介して）保有		
		直接出資 (子会社)	間接出資 (孫会社等)	「公共の利益」審査基準
WTO第4議定書での留保	あり			なし
WTO加盟国	禁止	20%超は禁止	25%超は「公共の利益」にかなうと認定した場合に認める	「公共の利益」にかなうと一旦推定した上で審査
WTO非加盟国				ECOテスト ^(注) を適用

(注) 外国企業が米国市場に参入するに当たって、外国側市場でも同等の開放性が確保されているかを審査するテスト。



今回 FCC は、コモンキャリア無線局免許を保有する GC 関連会社に対する、25% 超の間接出資 (STT による 61.5% の保有) を「公共の利益」にかなうと認定した。

■国家安全保障、法執行および公共の安全

FCC は、「公共の利益」の分析に際して、連邦行政府による国家安全保障や法執行上の懸念を考慮する必要がある^(注 24)。上述のとおり、本買収計画については、外国政府が所有する会社が、米国政府も利用する通信ネットワークを支配することに関して懸念が挙げられていた。

Hutchison が買収計画から下りたことにより、中国政府の関与という国家安全保障上の懸念は緩和された。しかし、今般の FCC 認可に当たっては、司法省、連邦捜査局 (FBI)、国防総省、および国土安全部といった行政府と GC との間で結ばれた Network Security Agreement (NSA) が前提とされている。これは、ネットワークの安全性と重要なインフラの保護に関する義務を規定したもので、GC のネットワーク上を疎通する機密情報に対する外国政府によるアクセスを制限することなどが規定されており、国家安全保障上の観点を強く意識したものとなっている。

(注 24)
FCC 「Foreign Participation Order」
(12 FCC Rcd at 23913-14) 参照。

■図表 6：連邦政府による STT 買収の審査

	CFIUS (外国投資委員会)	司法省、FBI、国務省、 国土安全部（全て CFIUS のメンバー）	FCC (連邦通信委員会)
機関の位置付け	省庁間委員会 Inter-agency Committee	行政府 Executive Branch	行政委員会（独立機関） Independent Agency
規制の根拠	Exon - Florio 条項	—	通信法 214 条、310 条等
審査事項	外資による米国企業の買取	—	免許移転 (免許を保有する法人の支配の移転)
審査の観点	国家安全保障	国家安全保障 法執行 公共の安全	公共の利益 (ただし、行政府による国家安全保障等の懸念も考慮)
他機関に対する見解	—	・STT による投資について CFIUS に反対しない。 ・NSA に従うことを条件に、免許移転について FCC に反対しない。	・NSA により、国家安全保障等の懸念は解消された。 ・従って、「公共の利益」の分析に当たって、上記懸念を考慮する必要はない。





3. 今後の見通し

GCのCEOであるLegere氏は「FCC認可は大きなマイルストーンであり、Chapter11からの復帰に向けた規制上の最後の要件である。20ヶ月に亘るリストラを経て、比類なきIPベースネットワークと75,000という強固な顧客基盤を持ったGCが出現する。」と述べており、FCC認可の取得によって、再建されたGCがまもなく破綻から脱出するものと見られている。

STTについては、GCを破格の値段で買収できたことを評価する声がある一方で、STTが狙っている企業向け通信ビジネスの分野では、既にAT&TやBTなどの強豪がひしめき合っており、これらと互してグローバルベースで戦っていくには、GC以外に技術力に長けたパートナーとの提携が不可欠との指摘もある。

大手通信会社のコンソーシアム形態による敷設が主流であった光海底ケーブルビジネスに、プライベート型のモデルによって挑み、ケーブルバブルとその崩壊を経験したGCが、STTというアジア系企業からの出資を受けて、新たなビジネス分野への転換を図ることができるのかが注目される。

(川井 康)

<文中の換算率>

1USドル=111.35円(2003年10月1日付け 東京市場TTMレート)

<出典・参考文献>

- FCC DA 03-3121 「In the Matter of Global Crossing Ltd. (Debtor-in-Possession), Transferor, and GC Acquisition Limited, Transferee, Applications for Consent to Transfer Control of Submarine Cable Landing Licenses, International and Domestic Section 214 Authorizations, and Common Carrier and Non-Common Carrier Radio Licenses, and Petition for Declaratory Ruling Pursuant to Section 310(b)(4) of the Communications Act (IB Docket No. 02-286)」
- FCC ホームページ (<http://www.fcc.gov/>)
- 米国財務省ホームページ (<http://www.usitresas.gov/>)
- Global Crossing ホームページ (<http://www.globalcrossing.com/>)
- International Telecommunications Intelligence (Epicom) (2003.9.29, 2003.10.20)
- The Wall Street Journal Online (2003.10.8他)
- South China Morning Post (2003.5.2)
- The Straits Times (2003.9.23)
- The Business Times (2003.9.29, 2003.10.10)
- KDDI総研R&A (2000年8月号)「外国政府投資規制法案に支持が広がるなか『仮想的』DTはVoiceStream買収を発表」(古間)
- KDDI総研R&A (2002年2月号)「グローバルクロッシングが破産法第11章の適用を申請」(清家)
- KDDI総研R&A (2003年1月号)「シンガポールのST TelemediaがインドネシアのPT Indosatを買収」(河村) 他

キャリア（韓国）

韓国ハナロ通信に米 AIG 等が参加、所有率は 40% 近くへ

新株発行等による資金調達を表明していたハナロ通信に対し、米国 AIG と Newbridge Capital のコンソーシアムが応じ、筆頭株主の LG グループがこれを阻止しようとしたが、2003 年 10 月 21 日の株主総会の結果、新株は AIG 側の手に入ることになった。今回の戦いの本質は、SK と LG の戦いだったと見るアナリストもいる。

1. 本件の背景

韓国通信（現 KT Corp.）の市内通信独占を崩すべく、1999 年に市内通信市場から参入したハナロ通信（図表 1 参照）は KT に次ぐ第 2 位のプロードバンド ISP でもあり、基本的に見込みのある企業と考えられるが、アクセス網の構築を中心に大きな金がかかり、株式時価総額の 2 倍以上の約 2.2 兆ウォン（2,138 億円）の債務を抱えている。ハナロ社員から破産の瀬戸際との声も聞かれており、債務リストラ、財務状況改善の道筋をつけることが大きな課題となっていた。特に 2003 年中に返済しなければならない債務が 3,000 億ウォン（約 292 億円）あり、差し迫った問題となっていた。

■図表 1：ハナロ通信の概略

設立経緯	1995 年 1 月に成立した WTO が、従来からモノの貿易を規律していた「関税及び貿易に関する一般協定」（GATT）に加え、新たに「サービスの貿易に関する一般協定」（GATS）を締結、基本電気通信交渉*が想定された。こうした事態を背景に、情報通信部は韓国企業の強化の方針を決定。韓国通信独占の市内市場にも競争を入れるべく、1997 年、ハナロ通信が設立された。政策的に創られた面があり、株主も総動員された（360 社近く）。*：交渉期限が 1996 年 4 月から 1997 年 2 月まで延長されて妥結。
主要提供サービス	市内、国内長距離、国際電話サービス（回線交換型の電話、IP 電話）、プロードバンドサービス（xDSL、CATV モデム、B-WLL）、無線 LAN サービス、IDC サービス（ブランド名：N-GENE）、専用回線サービス、構内通信サービス。
加入者数 (2003. 3)	VDSL：59,805、ADSL：1,235,246、CATV モデム：1,632,351、B-WLL：37,014、無線 LAN：9,505。 プロードバンドの加入ベースシェア（2003. 9 現在）：29%（KT の約 50% に次いで第 2 位）
会社業績 (2002 年度単独)	売上：1 兆 2,536 億ウォン（1,218 億円）。営業利益：61 億ウォン（5.9 億円）。純損益：▲ 1,231 億ウォン（120 億円）。



KDDI RESEARCH



●キャリア（韓国）

財務状況 (2002年度単独)	総資産：3兆6,016億ウォン（3,501億円）。 総負債：2兆2,269億ウォン（2,165億円）。 株主資本：1兆3,747億ウォン（1,336億円）
株主構成（2003.9）	LG（18%）、三星グループ（8.5%）、SKグループ（5.5%）、Daewoo証券（4.3%）
主要沿革	1996.11 政府は情報通信産業発展総合対策を確立。韓国通信独占の市内電話において、1997年中に競争事業者1社を参入させるすることに 1997.6 情報通信部がハナロ通信を第2市内電話事業者として選定 1998.1 996億ウォン（約100億円）の公募増資に成功（いわば国民の人気株として国内初の直接公募増資に成功） 1998.6 別定通信事業者（構内通信事業者）としても登録 1999.4 営業（高速マルチメディア市内通信サービス）開始 2001.11 非大手ISPのDreamlineの32%を取得 2002.9 市外（国内長距離・国際）電話サービス提供を情報通信部に申請

（各種資料によりKDDI総研で作成）

■図表2：通信事業の分類体系（参考）

区分	基幹通信事業者	別定通信事業者			付加価値通信事業者
		1号	2号	3号	
定義	電気通信回線設備を設置し基幹通信役務を提供する事業者	基幹通信事業者の電気通信回線設備を貸借して基幹通信役務を提供する事業者		構内で電気通信役務を提供する事業者	基幹通信事業者から電気通信回線設備を貸借して付加価値通信役務を提供する事業者
提供サービス	電話（市内、市外）、電信、電気通信回線設備賃貸、周波数の割り当てを受けて提供する役務	音声再販、IP電話、再課金（リピート）、加入者募集、無線再販売	IP電話、再課金（リピート）、加入者募集、無線再販売	構内通信	基幹通信事業者が提供する基幹通信以外の役務（＝付加価値通信役務）

（出典：韓国アトラスリサーチ社）

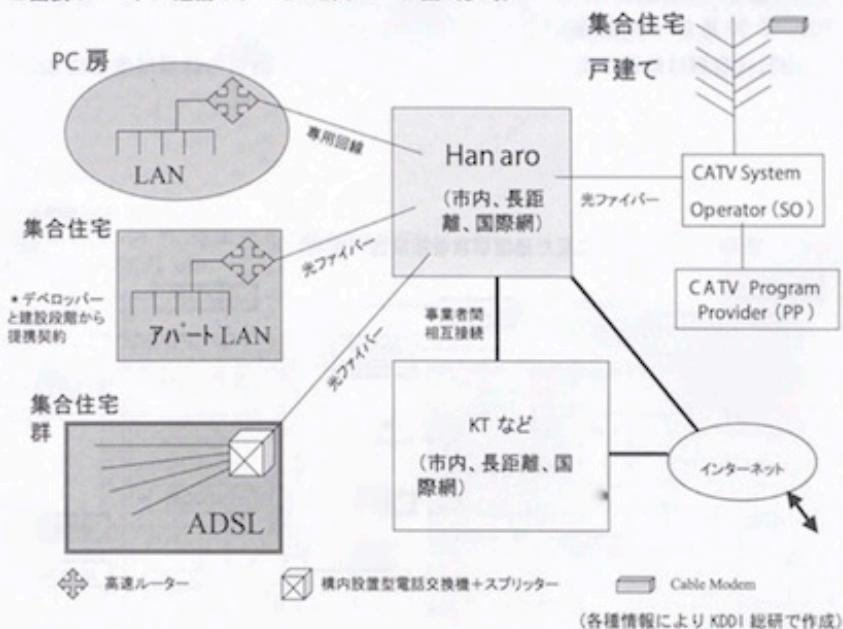
（表注）別定1号のIP電話事業はノード設備保有、別定2号のIP電話事業は保有せず。



KDDI RESEARCH



■図表3：ハナロ通信のサービス網イメージ図（参考）



2. 本件の経緯

(1) 米 AIG、Newbridge Capital によるビッド

こうしたなか、ハナロ通信は新株発行を中心とする資金調達の予定を表明、米国の投資会社である AIG (American International Group) と Newbridge Capital がコンソーシアムを組み、これに応じた。具体的には、両社は（10月21日のハナロ株主総会での承認を前提に）新株を 5 億 US\$ (約 501 億円) で引き受けるとともに、6 億 US\$ (約 668 億円) のシンジケートローンを手配することとし、2003 年 9 月、ハナロ通信側と合意した。また、情報通信部 (MIC) も基本的に外資参加を歓迎した。

株式引き受けが成立すると、両者による持ち株比率は 39.6% となり、米国資本が筆頭となる。

(2) 韓国 LG、米 Carlyle Group による対抗ビッド

AIG、Newbridge Capital によるビッドを阻止したい筆頭株主の LG は、米国 Carlyle Group と組み、2003 年 10 月 15 日、新株を 6.3 億 US\$ (約 702 億円) で引き受けるとともに、7 億 US\$ (約 779 億円) の長期貸し付けを行うことを表明した^(注 25)。また、LG はハナロとの取引きの一環として、傘下の Dacom 株の全て (30.1% 分) を時価でハナロ通信に売却することで、「LG ⇒ ハナロ通信 ⇒ Dacom」の従属構成をつくることを提案した^(注 26)。

(注 25)
これが成立すると、LG と Carlyle Group によるハナロ持ち株比率は 51% となる。ただ、LG と Carlyle Group の約定は、法的拘束力のない MOU の形であり、ハナロ側からは疑問視された。

(注 26)
ハナロ通信は、自身と Dacom の組み合わせは、財務状態の良くないものの同士のそれであり、良いことはないと反対意見を述べた。一方、LG はハナロ通信主導で Dacom (長距離系第 2 位) のパフォーマンスを引き上げる構図を描いた模様である。





●キャリア（韓国）

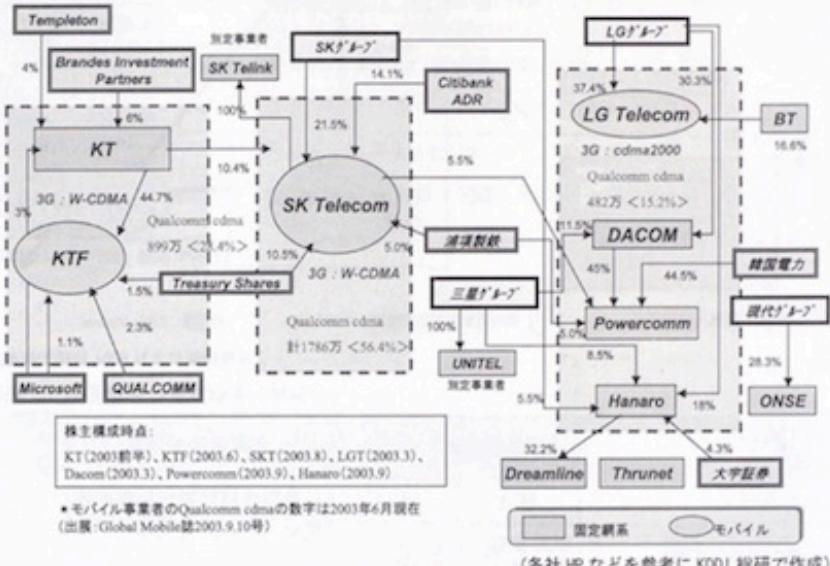
(注27)

LGは、ハナロ通信がLGの700万株分の投票力を妨げたとして訴訟を起こす予定としているが、ハナロ側はLG票は委任票に組み込まれたとして反論した。

(3) LG側ビッドは敗退

2003年10月21日の株主総会において、株式数にして64%の株主がAIG側のビッドを支持、LG側は敗退した^(注27)。本決定を受け、ハナロ通信の株価は直後に8.6%上昇した。

■図表4：携帯電話事業を軸に見た通信事業者相関図（参考）



● COMMENT

ハナロ通信の筆頭株主のLGグループは、インフラとしてのアクセス系固定網を持つ事業者として既にPowercomm（韓国電力の系譜）を傘下に持つが、ブロードバンドISP事業では劣勢に立っており、強大なKTへの対抗を考えると、ハナロ通信も確実に手中に収めたかったものと見られる。

一方、冒頭に述べたように、今回のビッドの争いの底辺は、SKとLGの戦いであったと分析するアナリストがいる。SKはハナロの一株主であり、2003年8月、返済期限の迫った借金1,200億ウォン（約117億円）の支払いに際しハナロを助けた経緯もある。

SKグループの通信事業はモバイルを中心で、SK Telinkといった別定事業はあるものの、設備ベースの固定網がない。モバイル事業（最大手SK Telecom）によって財務基盤を強化してきたSKが、将来その資金によって、Thrunet（ブロードバンドの加入者ベースでハナロに次ぐ第3位。2003年3月会社更生法適用申請）などの他のブロードバンドISPを糾合したあとのハナロ通信を手中に収めることを遠望しているのではないかと考えることも可能であろう。



KT グループや LG グループは FMC (Fixed Mobile Convergence) を戦略に据えているが、SK グループはこの点が欠けており、一抹の不安を抱えている。

(河村 公一郎)

<文中の換算率>

1US\$ = 111.35 円 (2003 年 10 月 1 日東京市場 TTM レート)

100 ワン = 9.72 円 (同)

<出典・参考文献>

- ・KDDI コリア各調査報告
- ・通信ビジネス関連情報サイト Total Telecom のホームページ (www.totaltele.com)
- ・KDDI 総研 R&A (2002 年 12 月号)
- ・通信会社各社のホームページ



キャリア(タイ)

タイの Hutchison CAT Wireless Multimedia 社の最近の主な動き

(注 28)
KDDI 総研 R&A (2003 年 5 月号)
参照

(注 29)
CDG (CDMA Development Group)
のホームページによると現在の提供エリアは、Ang Thong, Ayudhaya, Bangkok, Central region of Thailand, Chachoengsao, Chanburi, Chonburi, Karn Chana Buri, Kirikhan, Lopburi, Nakorn Prathom, Nakomayok, Nonthaburi, Pajuap, Patumthani, Petchaburi, Prajeburi, Ratchaburi, Rayong, Sa Keaw, Samut Pakarn, Samutsakorn, Samut Songkran, Saraburi, Supan Buri, Trad である。

(注 30)
タイにおける携帯電話導入期に、CAT が自身の事業として構築したもの。

(注 31)
TA Orange は 2002 年 3 月にサービスを開始したが、プロモーションの結果、最初の四半期で 50 万加入、1 年間で 156 万加入を達成している。

(注 32)
両者は国際ローミング協定を結び、2003 年 8 月 8 日にローミングサービスを開始した。また、Hutchison CAT は 2003 年 9 月には GPS (全地球測位システム) を使った携帯電話向け位置情報システムの構築を KDDI に発注した。KDDI にとっては同システムの海外伝播第 1 号で、実績を増すとともに他社への採用を促す機会に、また Hutchison CAT 社は顧客獲得の為の差別化を図る機会となり、両者の狙いが一致した。

タイで唯一の CDMA2000 1X 方式の携帯電話会社である Hutchison CAT Wireless Multimedia は、2003 年 9 月に KDDI の GPS システムを採用すると発表するなど、比較的活発な動きを見せている。同社の最近の動向について概観する。

1. Hutchison CAT Wireless Multimedia の現状について

Hutchison CAT Wireless Multimedia (以下 Hutchison CAT) は、香港の財閥 Hutchison Whampoa (65%) と CAT (35%) の合弁会社で、「Hutch」ブランドのもと、タイで唯一の CDMA2000 1X 提供事業者として 2003 年 2 月 27 日にサービスを開始した^(注 28)。

他キャリアに比べ高速データ伝送の実現、クリアな音質を特徴として展開しているが、未だバンコクを含む中央部 20 数地域のみの提供^(注 29) (図表 1) である。そのため、エリアの拡大が最重要課題としてあげられ、解決すべく設備サプライヤーとの値段交渉を実施、しかし、需要に沿わない膨大な投資は安定的な経営・供給が不可能であるという理由から、Surapong 情報通信技術相の承認を得るにいたっていない。苦肉の策として、CAT の有する CDMA800 のネットワーク^(注 30) と接続することによりサービスエリアを拡張したが、新旧ネットワーク間では音声のみの通話しか出来ず、マルチメディアアプリケーションを標榜する同社としては片手落ちの状況となっている。

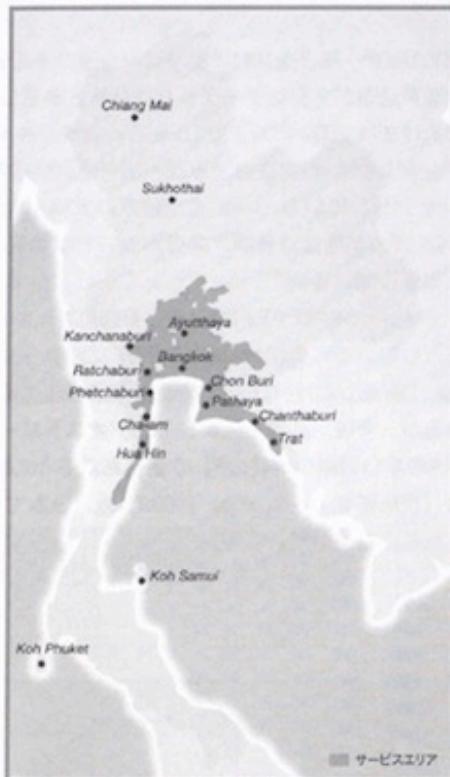
図表 2 は、顧客の増加ペースを示すが、Hutchison CAT の立ち上がりは TA Orange に比べやや物足りない^(注 31)。ただ、現地紙 The Nation (2003.9.15) によると、プロモーションの結果、(報道時点) 約 30 万の加入者を得ているとの情報もある。同社は 2003 年末時点の目標を 50 万加入超としている。

なお、Hutchison CAT は CDMA2000 1X を採用していることで、日本の KDDI とも関係が深い^(注 32)。





■図表1：タイ全国図とHutchison CATのサービスエリア

出典：auのHP (http://www.au.kddi.com/kaigai/world_area/thailand.html)

■図表2：タイの携帯電話事業者のユーザー数推移

	2002年1Q	2003年2Q (a)	2003年1Q (b)	2003年2Q (c)	年間伸び率	四半期純増数
					(c/a-1)	(c-b)
AIS	6,161,900	7,626,700	11,309,752	12,027,000	57.70%	717,248
Digital Phone (AIS系)	397,418	382,300	225,100	236,200	-38.20%	11,100
TAC	3,225,000	4,252,000	5,626,000	5,899,000	38.70%	273,000
TA Orange	117,000	502,725	1,562,318	1,626,361	223.50%	64,043
Hutchison CAT	-	-	3,200	11,200	-	8,000
Thai Mobile (TOT系)	-	-	20,000	120,000	-	100,000
合計	9,901,318	12,763,725	18,746,370	19,919,761		1,173,391

(出展：Global Mobile誌 2002.9.11号、2003.9.10号)



●キャリア(タイ)

2. Hutchison CAT のマーケティング

Hutchison CAT は若いユーザー層と企業向けソリューションを重視しており、今後、この両マーケットの非音声通信が主要なターゲットになると予測している。

現在、コンシューマ向けでは 2003 年末まで「buy-one-get-one-free」キャンペーンと銘打ち強力なプロモーションを実施、対象とするユーザー層が携帯電話を購入した場合、もれなくもう一台プレゼントしている^(注 33)。また端末の大幅な値引きキャンペーンを実施中で、特に 15 ~ 25 歳の学生には音声、非音声サービスの利用時間をさらに追加するプロモーションも実施している^(注 34)。

一方、企業向けソリューションでは PTT Plc (タイ石油公社) やバンコク総合病院等、法人数十社へ端末を導入している。現在 Hutchison CAT は、データ通信用カードである AirCard を介して PC や PDA をつなげ、下り速度最高 153kbps によるワイヤレスデータサービスを提供しているが、今後、高速を生かしてビデオストリーム等のサービスを導入することで、3 年以内の早い時期に現在の約 10 倍にあたる 10 万法人社員ユーザーを獲得したいとしている (現地紙 Bangkok Post 2003.7.13)。日本で実績のある GPS システムをいち早く取り入れるのも追い風となる。

(注 33)

最低契約年数 1 年の縛りが存在する。不履行の場合、ペナルティが発生。

(注 34)

対象ユーザーは 2003 年末までは選択コースの月額料金内で、300 分の通話と 30 回のメール発信 (写真メールと通常メールの合計) が追加で利用できる。

(注 35)

総務省通信基盤局電気通信技術システム課主催の「携帯電話のポータビリティに関する勉強会」が 2002 年 6 月に活動を開始。当勉強会における、「電気通信番号に関する研究会」が、2003 年 9 月 18 日の最終報告書で、携帯電話の番号ポータビリティのあり方についての報告を公表。

【コラム 1】情報通信技術 (ICT) 省、携帯電話における番号ポータビリティ導入を検討

日本でも導入が検討されている携帯電話のナンバーポータビリティー (NMP)^(注 36) がタイでも検討され始めた。国際に目を向けるとドイツ、英国を含むヨーロッパ 7カ国、アジア・オセアニアではシンガポール、香港、オーストラリアがすでに導入済みで、来る 11 月 24 日には米国でも導入される。

Global Mobile 誌によると、タイの 2003 年 6 月末時点での携帯電話の加入総数は約 1,992 万台、対人口普及率は 32% であり、うち最大手の AIS と子会社 DPC で約 1,226 万台、シェアは実に 62% を占める。こうした支配的状況に本来のサービス競争を持ち込むと、先だって 2002 年、まず SIM カードのアンロック化を実施、結果、国内他事業者の端末や、周辺国の安い GSM 端末を利用できるようになり、ユーザーの端末選択の自由と、キャリア間のサービス競争を実現する土壤を生み出した。そして ICT 省の Surapong 大臣は 2003 年 9 月、2004 年 2 月までにナンバーポータビリティーを導入したいと発言した。Bangkok Post (2003.9.1) によれば、タイでもキャリア変更時に番号をそのまま利用したいというニーズは強い。こうした中、MNP が導入されれば通話料金、サービス内容に敏感な顧客の流動と、競争激化により、同大臣が期待するように携帯各社のサービスが向上し、ユーザー側にとっての利便性が高まることが見込まれよう。また事業者側から楽観的に見た場合、チャーンが、シェアアップと共に優良顧客の獲得もたらしそうだ。

しかし裏腹にいくつかの悲観的見方も出来る。まず一つは、競争による営業コスト負担が各社を苦しめる可能性が予想される。チャーンによるチャンスが



増えるという事は、反面、逆の危険性も高まる。更には、優良顧客が流れ出ることで営業基盤が崩れてしまう事業者が出る可能性もある。また、圧倒的な基盤を武器に AIS が戦った場合、本当に競争が好ましい方向に行くのか疑問も残る。導入コストが生じるだけで^(注36)、キャリア、ユーザーともにメリットがなかつたという状態になる可能性も否定できない^(注37)。

最大手の AIS は番号管理等の導入コストや技術的問題を理由に MNP 導入に積極的ではない。シェアの伸びしろが少なくメリットが小さいとの判断が本音だろう。対して、2番手の DTAC は 2003 年 9 月 10 日にユーザーメリットを理由に MNP 施行支援を表明し、2 社間の方針の違いが浮き彫りとなった。

いずれにしても、通信業界の改革に手間取ってきた同国だけに、MNP 導入がすんなり短期間で実現するとは考えにくいとの感が残る。

【コラム 2】CAT の株式会社化について

2003 年 8 月 14 日に CAT が株式会社化された。これに伴い通信系の CAT Telecom (政府 100% 所有) と主に郵便事業を営む Thailand Post (同) に分割、Thailand Post は今後 4 年間は補助金を受けながら経営される。今のところ、上場は CAT Telecom のみを予定しており、Surapong 大臣はその時期として 2004 年の第 1 四半期と言及している。

そもそも目的は、世界貿易機関 (WTO) の場で、2006 年に 100% 外国資本の通信参入を認めると公約したため、国営企業である CAT を民営化し、来る競争激化に耐えうる通信会社にすることであった。民営化イコール競争力向上と見るのは短絡的であるが、一步前進となつた。

現地紙 Bangkok Post (2003.8.15) によると、分割前の CAT は、通信事業権による収入が全体収入の 12% を占めていた。これは先般、株式会社化された TOT の 30% に比較するとかなり低い数字である。今後、独立の免許・規制機関である国家通信委員会 (NTC) が設立され免許方式に移行した場合、この収入源は失われるが、TOT に比べれば影響が少なくてすむのは明るい点である。

しかし、いくつかの要因により CAT Telecom の将来を危ぶむ声があるのも事実である。
 ①国際通信の減少、②携帯事業サービスエリアの拡大に対する障害、
 ③戦略的パートナーの不在、④TOT との合併問題、が挙げられる。
 ①CAT テレコムの主たる収入源は未だ国際通信である。しかし、これは近年 e-mail 等に押され減少傾向にある^(注38)。世界的な市場を見ても今後の爆発的な増加は見込まれない。縮小を前提にマスター・プランを策定する必要がある。
 ②携帯事業のサービスエリア拡充問題は本稿のとおりである。
 ③2002 年 8 月に民営化案が具体的^(注39)になってきた当初から、経営基盤の確立と事業ノウハウの取得を目的に、外資に戦略的パートナーを求めてきた。香港の Hutchison はパートナーではあるが、今のところ携帯電話分野にとどまっている。
 ④TOT との合併案は、以前から浮上しては消えている。相互に競争させるのも選択肢であるが、外資の脅

(注 36)

上記勉強会によると、日本での MNP 導入は提供方式によって、約 1,000 億～ 1,800 億円の導入コストと年間 7 億～ 47 億円のランニングコストがかかるだろうとの試算が発表されている。これに対し、MNP 導入の代替案として、「古い番号に発信した人に対して新しい番号を通知するガイドンス・サービスを、業界全体で始めてみてはどうか」という案もある。(日経コミュニケーションズ 2003.7.28 号参照)

(注 37)

上記勉強会によると、「移転手続きに時間を要することなどの理由から、MNP 導入後、実際に MNP を利用している携帯電話ユーザー数は、携帯電話加入者数の 1% 程度となっている国が多い」と報告されている。

(注 38)

2001 年には 71 億 4 千万バーツ (約 199 億 2 千万円) あった純益が 2002 年は 56 億 9 千万バーツ (約 158 億 7 千万円) に減少している。(The Nation 2003.8.13)

(注 39)

1999 年 4 月に公企業会社化法 (Corporatization Act) が制定、その後、2002 年 8 月にタイ国営企業政策委員会が国営企業の民営化計画を改訂、これらを受け CAT が株式会社化された。





●キャリア(タイ)

(注40)

TOT Corp. の社員数は約 21,000 人、対して CAT Telecom は約 6,000 人である。ちなみに Thailand Post は約 14,000 人である。

威、Thai Mobile の立ち上がりの悪さ等を考慮すると、合併もオプションとなる。TOT では人員に余剰感^(注40)があるため、合併した場合、人員削減は免れないとの声が労働組合等内部にある。

2006 年の完全自由化までに、コアとなる事業、具体的には携帯、インターネット事業をいかに育てられるか、また民営化に向かう社員の意識をどこまで改革できるかが CAT Telecom の課題になるだろう。なお、2006 年の完全自由化自体を危ぶむ声があるのも事実である。

● COMMENT

Hutchison CAT のユーザーは個人、法人を問わず、データサービスを頻繁に利用するという分析があり、顧客にとって魅力的なアプリケーションサービスが提供されている表れであると推測できる。また顧客にわかり易い料金体系（データ通信のパケット数ではなく利用回数による課金）も評価できる。ターゲットとするマーケット層も間違っていないだろう。こうしたなか、Hutchison CAT にとって、販売促進プロモーションの縛りが取れた後、いかに顧客をつなぎ止めるかが、今後の課題になる。

しかし、①資金的な問題、②ままならないネットワークの構成、が影を落としている。①は、ネットワークの拡充や動画、GPS 等顧客ニーズに沿った新アプリケーション・サービスを投入するための資金に直結することはいうまでもないが、現在の顧客獲得プロモーションをどの程度継続できるかにも関わる。また世界標準である GSM に比べて CDMA 端末の調達コストが相対的に高いことも収益を圧迫する。②については、新旧ネットワーク間でまだ音声のやり取りしか出来ないことが他キャリアに比べてマイナス点となっている。こちらの問題は業界の健全な発展を望み、株主筋でもある政府の力が働く以上、解決が長引く可能性もある。

①と②は連関する問題であるが、もう一方の株主である Hutchison の一層の資金的協力など、こちらからのモーメントがあれば、状況が好転する可能性もあるだろう。

(丸山 真史)

<文中の換算率>

1 タイ・バーツ = 2.79 円 (2003 年 10 月 1 日東京市場 TTM)

<出典・参考文献>

Total Telecom の HP (www.totaltele.com) の関連記事 (2003.9.1)
CDG の HP (www.cdg.org/worldwide/index.asp#result)
ASIAcom 誌 (2003.6.10)
Bangkok Post (2003.6.13, 7.13, 8.3, 8.15, 9.1)
The Nation (2003.6.13, 7.2, 7.3, 7.13, 8.3, 8.13)
タイ経済 (2003.7.7, 7.14, 7.21, 8.18)
NNA の HP (nna.asiane.jp/)
Global Mobile (2003.9.10 号)

メーカー（中華人民共和国）

中国国産携帯電話機のシェア5割を超える

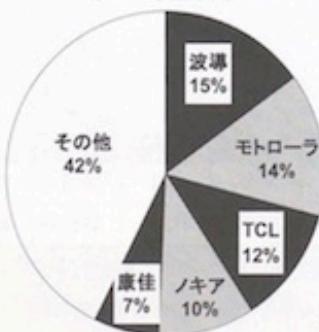
中国の今年上半期の携帯電話機出荷量で国産メーカーのシェアが初めて5割を超えた。またこれまで首位の座を保ってきたモトローラを下して、中国メーカーの波導が首位に立った。しかし国産ブランド躍進の陰には外国メーカーへの依存、在庫の増加などの問題がある。

信息産業部（情報産業省）が7月末に発表した統計データによると、今年上半期の中国国内の携帯電話機販売台数において中国国産メーカーによるシェアが全体の5割を超え、55%に達した。

メーカー別のシェアでは波導(BRD)が15.01%を占め、モトローラの14.21%を抜いて、中国メーカーが初めて市場首位に立った。3位以下はTCL(11.64%)、ノキア(9.72%)、康佳(Konka)(6.65%)となっており、上位5社内に中国企業が3社も入っている。

しかしこれで中国メーカーが外国勢を圧倒して市場の覇者になったとは、単純には言えない。

■中国携帯電話メーカー別シェア
(2003年上半期)



出典：信息産業部

(注41)
また、データは各メーカーからの自己申告に基づいて集計されているため、必ずしも正確とは言い切れない。

(注42)
政府系調査会社CCIDによる2003年上半期のデータではモトローラとノキアが依然1位と2位を占め、波導は第3位となっており、最終消費者市場のデータとしてはこちらが実態に近いかもしれない。

<膨らむ在庫>

第一に、信息産業部の統計は販売台数と言っているが、これはメーカーから流通過程に出荷された台数であって、最終的に消費者に販売された量ではない^(注41)。実際に末端の市場でどのブランドがどれだけ売れているかは、このデータからはわからない^(注42)。



●メーカー（中華人民共和国）

(注43)

ただしこの数字についても根拠は明確でなく、誇張されたデータではないかという批判もある。

現在、中国国内には年間消費量の4分の1から3分の1に当たるおよそ2千万台の携帯電話機の在庫が溜まっていると推定されている^(注43)。

メーカー間のシェア獲得競争が加熱し、消費者の関心を引くために続々と新製品が市場に投入されることが在庫増加の一因となっている。在庫をさばくために値引きも激しく、今年6月期の中間決算で波導の利益率は前年の24.55%から16.52%に、またTCLのそれは26%から20%に低下した。

携帯電話市場そのものの成長も今年は昨年ほどには期待できないと見られており、かつて生産過剰と急激な値崩れから業界共倒れの危機に瀕したカラーテレビと同じ道を携帯電話も辿ろうとしているのではないかと危惧されている。

【コラム】携帯電話市場の成長減速？

中国の携帯電話加入者は今年1～9月の9ヶ月間に4,396.9万人増えて2億4,997万人に達した。

毎月の平均新規加入者数は488.5万人で、2001年の平均505.7万人、2002年の506.5万人に比べややペースダウンした。特にSARS（新型肺炎）の影響で4～5月の落ち込みが大きかった。

一方で固定電話の加入者は8月末までに3,624.5万人増加し、2億5,047万人となった。月当たり平均約400万人のペースで増えており、これは昨年の月当たり平均の284万人をはるかに超える勢いである。固定電話加入者数の中にはPHSサービス「小靈通」の加入者も含まれており、「小靈通」が携帯電話サービスを圧迫していることがうかがえる。

■携帯電話新規加入者数の推移（単位：万人）

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
582.3	396.2	570.4	422.6	433.9	441.7	498.6	465.9	585.5

<出典>信息産業部

＜部品のほとんどは外国製＞

さらに、そもそも国産品といっても部品のほとんどは外国メーカーによるOEMというのが実情である。大半は韓国や台湾のメーカーから部品の供給を受けており、独自設計



は外観のデザイン程度。自社で組み立てるだけでなく、製造許可を持たない他の中国メーカーに部品を回して製品を作らせ、自社ブランドで市場に出す、いわば製造許可の名義貸しも行われているし、大手の販売業者が直接海外から製品を仕入れ、中国メーカーに“ブランド管理費”を払ってロゴを着けて販売することもあるという。

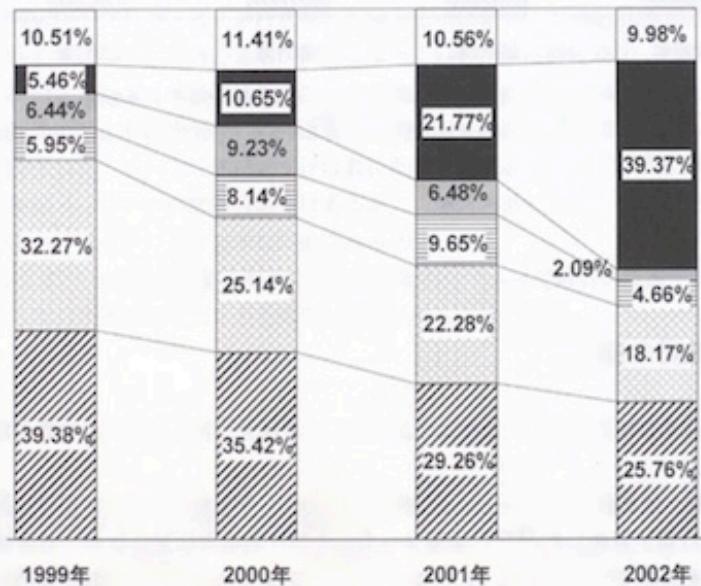
そのため国産ブランドのシェア拡大とは裏腹に、中国の携帯電話機の輸入量も急増している。信息産業部によると昨年の輸入量は約1700万台だったが今年は上半期だけで既に2500万台に達している。特にCDMA携帯電話機についてはほとんどの部分が海外で組み立てられているという^(注44)。

一方で中国ブランド携帯電話の輸出はほとんど伸びていない。昨年中国で生産された携帯電話機1.2億台のうち5,500万台が輸出されたが、そのうち国産ブランドはわずか50万台だった。

(注44)

2500万台のうち3分の2以上は、CDMA製品の最大の供給元である韓国からの輸入が占めているという。

■携帯電話機メーカー別販売シェア

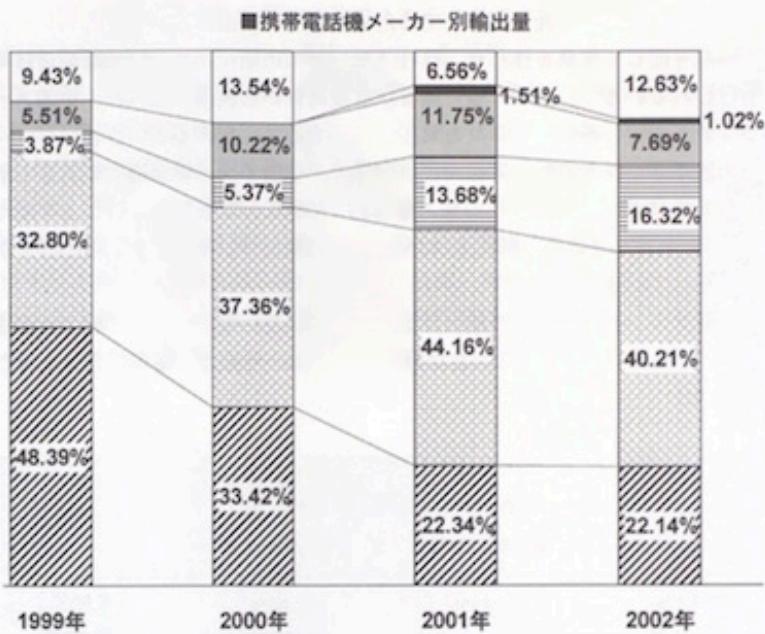


■モトローラ □ノキア □シーメンス □エリクソン ■国産ブランド □その他

(データ出典：「2002年中国手機產銷情況分析」信息産業部 <http://www.mii.gov.cn/mii/hyzw/tongji/2003-03-0702.htm>)



●メーカー（中華人民共和国）



（データ出典：「2002年中国手機產銷情況分析」信息產業部 <http://www.mii.gov.cn/mii/hyzw/tongji/2003-03-0702.htm>）

<国産技術の振興>

(注45)

例えば今後は10万台分の輸入を申請したとしても許可されるのは2万台程度になるというが、詳細は明らかでない。

(注46)

台湾メーカーで中国での携帯製造許可を持つ大鵬（DBTEL）の彭新淼（Peng Xin-miao）執行副総經理の発言（『中国経営報』2003.9.6）。なお、信息産業部の『2002年中国携帯生産販売情況分析』報告によると、100万台以上の生産能力を備えた中国メーカーは波導、TCLの他、科健、海爾、夏新、康佳、首信、南方高科、東方通信の9社のみである。

国内在庫及び輸入品の急増に中国政府は危機感を抱き、携帯電話部品の輸入制限に乗り出した。

8月下旬、信息産業部がメーカーの責任者を集め、今後各社の輸入割当量を厳しく制限すると口頭で警告した（注45）。中国メーカーの輸入品依存体質を改め、自主開発製品の競争力を高めるのが狙いで、モトローラ、ノキアを初めとする多国籍企業の中国法人は対象外となっている。

政府の動きを外国ブランド・メーカーは概ね歓迎している。また中国メーカーの中でも波導、TCL、聯想（Legend）等ある程度の研究開発力を備えた大手は相次いで、今年中に完成品輸入への依存は排除し、自主開発製品の比率を高めると発表した。

信息産業部は既に製造認可を得ている企業の中でも研究開発力や生産能力の劣ったところについては免許剥奪も考えているという。現在、中国では中国企業25社、多国籍企業12社の合わせて37のメーカーが携帯電話の製造許可を得ているが、新施策の導入により中小の国産メーカーは市場から淘汰されていくものと考えられる。2005年まで生き残れる中国メーカーの数は7～8社ではないかという予想もある（注46）。



COMMENT

98年以前は中国の携帯電話機市場はモトローラ、ノキア、エリクソンの御三家をはじめとする外国勢がほとんど全てで、中国国産ブランドは見る影もなかった。99年初めに中国政府は国産メーカーの振興施策を打ち出し、外国企業への製造認可を制限する一方で、国内メーカーを増やし、資金援助等積極的なバックアップを行った。特に2001年にCDMA携帯電話機の製造認可が初めて出された時は、認可を得た19社のうち外国企業はモトローラ1社のみで他は全て中国企業だった。しかし技術を持たない中国メーカーに免許を与え外国勢を締め出したことが、かえって外国メーカーのOEM進出を促すこととなった。

技術革新の激しい携帯電話機製造の世界でOEMが一概に悪いとはいえない。外国メーカーのOEMを利用した中国メーカーが部品以外の面で投資コストをかけずに安価な製品を大量に市場に投入してきたおかげで、携帯電話市場の裾野が広がり、ユーザーが増大してきたという効能もある。

だが特に、技術のほとんどすべてを外国メーカーに頼っている中小メーカーの中には、故障修理等のアフターサービスが行き届かないところがあり、このところ国産携帯電話機に対する消費者からの苦情の急増が問題となっている。また最近では、これまで中国ブランドが得意としてきた低価格帯モデルにノキア、モトローラ等の大手外国ブランドも力を入れ始めており、外国メーカーとの間の競争が一層激しさを増す中で、中国政府としては国産ブランド同士の消耗戦だけは避けたい意図がある。信息産業部の新施策のねらいは中国メーカーへの叱咤激励ではあるが、一部メーカーを育てるために他方を切り捨てるものと見られても仕方がない面はある。

もっとも、競争力の無い企業を淘汰するのは市場の力であって政府の役割ではないと、政府による製造免許制度そのものを批判する声もある^(注47)。

（近藤 麻美）

（注47）

『国産手機真要崩盤』（「中国经济时报」2003年9月24日、人民網）

<文中の換算率>

1元 = 14円（2003年9月1日中国国家外貨管理局）

<出典・参考文献>

信息産業部 (<http://www.miit.gov.cn>)
新浪科技網 (<http://tech.sina.com.cn>)、
人民網 (<http://www.people.com.cn>)
South China Morning Post (<http://www.scmp.com>)、他





政策(米国)

米国におけるVoIPの規制動向について

(注48)

本稿では、事業者がVoIPを利用して有償で提供する通信サービスをVoIPサービスと定義し、VoIPサービスを提供する事業者をVoIP事業者とする。

プロードバンドを利用したVoIPサービス^(注48)の普及に伴い、FCCがVoIPの規制について検討している。当初、VoIPサービスを提供するVoIP事業者はFCCの規制の検討そのものに反対していたが、ミネソタ州がVoIP事業者のVonageに固定電話事業者としての認証を取得するよう裁定を出すなど、FCCが検討している間に、各州が独自に規制を実施する動きがでてきたことから、VoIP事業者もFCCと協議する姿勢を示してきている。今年9月にボストンで開催されたVON2003において、FCCのChief of Policy DevelopmentであるRobert Pepper氏がVoIPの規制に関するプレゼンテーションを行うと同時に、VoIP事業者との質疑応答に応じたので、その内容を踏まえながらVoIPの規制に関する最新動向を報告する。なお、VoIPサービスをIP電話と表現することが多いが、後述するように、FCCの規制に関する動きからVoIPサービスを提供する事業者は自らのサービスをいわゆる電話サービスではないと主張していることから、本稿ではIP電話という表現は使わず、単にVoIPサービスを使用する。

(注49)

同社は、その後、親会社であるSerome Technology, Inc(韓国)から資金援助を受けて、有料のインターネット電話サービスを提供している。

(注50)

正式名は、Federal-State Joint Board on Universal Service, Report to Congress, Docket 96-45 (April 10, 1998)

(注51)

Vonageプレスリリース 2003年9月23日。同社がVON2003 Fallで行ったプレゼンテーションでは、Vonageの加入者数シェアは市場の50%を超えているとしているが、一方で、2003年9月末時点でプロードバンドを利用したVoIPの利用者数は20万人という報告もあり、この場合、同社のシェアは25%強にとどまる。

1. プロードバンド型VoIPサービスの動向

米国でVoIPの商業サービスが始まったのは1996年頃と言われており、Net2Phoneがインターネット電話サービスを提供したのが始まりとされている。1999年にはDialPadが通話料無料のインターネット電話サービスを展開し、サービス開始後わずか6ヶ月間で500万人以上の登録者を集めて、一躍注目を浴びた。しかし、急速な事業拡大に伴う投資負担、通話料の代わりに広告収入で収益をあげるというビジネスモデルに甘さがあったことから、DialPadは2001年12月に米国連邦破産法の第11条、いわゆるChapter11を申請した^(注49)。こうしたインターネット電話、いわゆる第一世代のVoIP(1st generation of VoIP)の時には、1998年に出されたStevens Report^(注50)においてパソコン間の通信については規制を行わないとして、当時のインターネット電話の通話パターンとして、パソコン間、あるいはパソコン発固定電話着の通話が主流であったことから、VoIPに関する規制が、それ程注目を集めることはなかった。

しかし、2nd generation of VoIPであるプロードバンドを利用したVoIPサービスの登場に伴い、FCCがVoIPの規制について改めて検討を行うようになったことから、規制への関心が高まってきた。そこで、本節では、冒頭に触れたように、今年9月11日にミネソタ州から固定電話事業者としての認証を取得するよう命令を受けたVonageの事業動向について述べる。

Vonageは今年9月にプロードバンド型VoIPサービスの加入者数が5万人を超える加入者数という点から米国で最大のVoIP事業者となっている^(注51)。その主な要因として、



個人向け料金体系では地域内電話がかけ放題となっていることに加えて、通常の固定電話と同じ番号体系が利用できることなどが挙げられる。また、同社がサービスを提供するエリアも、2003年9月時点でのニューヨーク州、ニュージャージー州、カリフォルニア州、フロリダ州、テキサス州など31州まで拡がっており、167個の地域局番が利用可能となっている。

固定電話番号を利用したVoIPサービスが登場したことにより、IP電話機の登場により、それまでのパソコン発の通信からIP電話機発のVoIPが増えたことなどから、FCCが規制を検討するようになったと言われている^(注52)。

■表1: Vonageの料金プラン

	料金	地域内通信	長距離通信 (カナダへの通信を含む)
Local Unlimited Residential	US\$ 24.99	無制限	500分まで含まれる
Premium Unlimited Residential	US\$ 34.99	無制限	無制限
Basic 1500 Minute Business	US\$ 39.99	無制限	1500分まで含まれる
Premium Unlimited Business	US\$ 49.99	無制限	無制限

(注52)

VONの参加者の情報によれば、Vonageの加入者がニューヨーク州の地域局番の電話番号をミネソタ州などで用いたことから、FCCとVonageの間で論争が行われ、それがFCCのVoIPに対する規制強化の動きにつながったのではないかという観測があるということである。

2. 各州の規制に関する動き

VoIPに関する規制内容について、意見が対立していたFCCとVoIP事業者も早急にFCCが規制内容を定める必要があるという点では一致している。その背景として、FCCが規制を定める前にいくつかの州が独自にVoIP事業者に対する規制について動き始めたことがある。

例えば、フロリダ州はVoIP事業者に関しては特に規制を定めないとする一方で、ミネソタ州は9月に、VoIP事業者のVonageに対して固定電話事業者としての認証を取得するまで、州内でのVoIPサービスの提供を禁じ、911サービスの提供義務など従来の固定電話事業者と同じ規制と課税を課すという裁定を発出した。また、アラバマ州が地域通信事業者からVoIP事業者の定義を明確にすることを要請されたり、コロラド州でもVoIP事業者に関する調査を開始している^(注53)。

このような状況が続くと、各州ごとに個別にVoIPに関する規制が実施されることになり、VoIP事業者は州ごとに異なる対応を迫られる可能性が出てくる。そうなれば、VoIP事業者は州ごとに異なる規制に対応するため、コストや工数面で大きな負担を強いられることになる。実際、VONにおいても、FCCに対してVoIP事業者への規制強化に対する反対意見だけでなく、早急に何らかの指針を出すことを求める声が多く出た。

(注53)

VONの主催者であるとともに、Free World DialUpを通じてVoIPサービスを提供しているPulver.com社によれば、2003年9月時点で、全米で10州前後がVoIP事業者に關して、厳しい規制を課す方向で検討しているということである。





■表2: VoIPサービスに関する各州の規制動向

州名	動向
アラバマ州	2003年7月31日に地域通信事業者が、州の公益事業委員会(Public Service Commission)に対して、VoIP事業者を規制する方向で手続きを行うよう要請。
コロラド州	2003年4月に、州の公益事業委員会(Public Utilities Commission)がVoIP事業者に関する調査を1ヶ月間実施。但し、その後、規制に関する決定は特に下されていない。
フロリダ州	州の公益事業委員会(Public Service Commission)は、VoIP事業者に対して特に規制を行うことを決定。
ミネソタ州	2003年8月に州の公益事業委員会(Public Utilities Commission)が、Vonageに対して固定電話事業者としての認証を取得するまでは、同州内でVoIPサービスの提供を禁じる方向で検討していることを発表し、9月にVonageに対して正式に通達を出し、その中で、911サービスを維持するための料金の支払いも課している。
オハイオ州	州の公益事業委員会(Public Utilities Commission)がVoIP事業者に対して、電話サービスを提供しているか否かについて調査を実施。規制に関する決定は特に下されていない。
ペンシルバニア州	2003年5月にVoIPサービスの規制に関する覚書を作成したものの、9月時点では特に規制に関する決定は下されていない。
ウィスコンシン州	州の公益事業委員会(Public Service Commission)が、VoIP事業者の8x8に対して提供している音声サービスの内容を明確にするよう要請し、その内容に応じて従来の固定電話事業者として規制するかどうかを検討することを通知。
カリフォルニア州	2003年9月に州の公益事業委員会(Public Service Commission)の関係者がVoIP事業者に対して、従来の固定電話事業者と同じ規制を課す方向で検討していることを明らかにした。

出典: Telephony 2003年9月22日号、VON2003 資料

3. FCCの動向

FCCのChief of Policy DevelopmentであるRobert Pepper氏は、VON2003においてVoIPの規制動向に関するプレゼンテーションを行った後、1時間近く質疑応答に応じた。その中で、同氏は明言こそしなかったものの、VoIPに対して、緊急電話の911サービスなども含めて通常の固定電話サービスと同じ規制を課す方向で検討していることを示唆していた。本節では、FCCのプレゼンテーション及び質疑応答における発言から主な内容を取り上げる。

最初に、Robert Pepper氏が指摘したのは、FCCは電気通信事業に関して規制緩和及び競争促進の政策をこれまで順次導入してきており、この流れは今後も続けるということである。一方で、規制緩和や競争促進の中で、事業者間で不公平が生じたり、消費者が混乱することを避ける必要があると説明した^(注54)。

加えて、一般に新しいサービスの規制を検討するにあたり、ゼロから検討するのではなく、今までの規制との整合性を図ることが重要であるとしている。そして、VoIPに対する規制のあり方として、米国通信法(Telecommunications Act)における通信サービ

(注54)

FCCは、長距離通信サービスや電話端末を自由化した時に、消費者がどの通信事業者や端末を選択すればいいのか混乱し、情報量の差によって自らが割高なサービスや端末を選択するのではないかという不安を感じたとする調査結果が出たことを、例として挙げた。



スの定義と 1998 年に提出された Stevens Report を取り上げた。

米国通信法第 3 条において、電気通信 (Telecommunications)、電気通信サービス (Telecommunications Service)、情報サービス (Information Service) を定義しており、それに応じて規制内容が大きく異なる (注 55)。したがって、VoIP が上記サービスのどれに分類されるかによって、おおよその規制内容が定まることになるというのが FCC の見解である。第 3 条における個々のサービスの定義は以下の通りである。

- ・電気通信 「電気通信」の語辞は、送受信される情報の形態または内容を変更することなく、利用者が選択した情報を利用者が指定した複数の地点間で伝送することを意味する (注 56)。
- ・電気通信サービス 「電気通信サービス」の語辞は、利用される施設が何であるかにかかわらず、直接公衆に対し、または直接公衆に効果的に利用されるような分類の利用者に対し、料金を課して電気通信を提供することを意味する (注 57)
- ・情報サービス 「情報サービス」の語辞は、電気通信を介して情報を生成し、取得し、蓄積し、変換し、処理し、検索し、利用し、またはその利用を可能とする能力の提供を意味し、かつ、電子出版を含む。ただし、電気通信システムの管理、制御、もしくは運用または電気通信サービスの管理のために上記の能力を利用することは含まれない (注 58)。

FCC は、VoIP が上記のどのサービスに分類されるかは現在検討中であるとして、VON では明言しなかった。しかし、ITU (International Telecommunication Union) で VoIP を IP Telephony と表現していることなどから、VoIP が電気通信サービスとして定義されるという見方が VON では多かった。一方、VoIP 事業者から VoIP は情報サービスに分類されるべきという主張がなされたものの、FCC から同意を示唆する発言は特に見られなかった。

FCC が米国通信法に加えて、尊重すべき報告書として指摘したのが 1998 年 4 月にまとめられた Stevens Report で、同レポートの重要な箇所として、以下の 3 点を指摘している。

- ・発信側と着信側が電話機を利用した IP Telephony (IP 電話) は、電気通信サービスとしてのさまざまな特徴を有しているものの、個々の事情に応じて判断していく必要がある。
- ・電話の発信側と着信側の双方がコンピュータを利用した IP 電話の場合、同サービスを電気通信サービスとして考えるのは妥当ではない。
- ・IP 電話は国際通信の精算料金や消費者が支払う通話料金を押し下げる効果をもたらし、公の利益につながる。

このことから、FCC はパソコン間で行われる VoIP は今回の規制の対象にはならない可能性があることを示唆したものの、IP 電話機間の通信に関しては検討が必要としている。その理由として、消費者が IP 電話機を利用した VoIP と従来の電話機による固定電話が異なるサービスであることを認識することは難しく、結果として消費者が誤解した

(注 55)

例えば、情報サービスと定義された場合、ユニバーサルサービスの義務が課されないなど、現時点では情報サービスに関する規制の方が電気通信サービスに比較して緩やかである。

(注 56)

原文は以下のとおり。The transmission, between or among points specified by the user, of information of the user's choosing, without change in the form or content of the informations as sent and received.

(注 57)

原文は以下のとおり。The offering of telecommunications for a fee directly to the public, or to such class of users as to be effectively available directly to the public, regardless of the facilities used.

(注 58)

原文は以下のとおり。The offering of a capability for generating, acquiring, storing, transforming, processing, retrieving, utilizing, or making available information via telecommunications, and includes electronic publishing, but does not include any use of any such capability for the management, control, or operation of a telecommunications system or the management of a telecommunication service.





今まで VoIP を利用しつづけることは問題であると指摘している。

このように FCC の発言内容を総括すると、微妙な言い回しではあるが、IP 電話機を利用した VoIP に関しては、従来の固定電話と同じ規制を課する方向で検討しているようと思われる。また、前述したように各州が個別にかつ異なる規制を実施するのは FCC も好ましくないと考えており、FCC としても 2003 年中には VoIP の規制に関する何らかの方針を発表したいと発言している。そして、これが、唯一 VoIP 事業者から賛同の意思表示がなされた発言であった。

4. VoIP 事業者の主張及び動向

VON2003 で FCC のプレゼンテーションが行われた後、Vonage や Free World Dialup など主に個人ユーザ向けに VoIP サービスを展開している事業者から、FCC の規制に関する動きに関して反論がなされた。本節では、こうした事業者の主張及び規制に向けた動きについて述べる。

(1) VoIP 事業者の主張

VoIP 事業者に対して、地域通信事業者と同じ規制を課せられることになると、緊急電話の 911 サービスに加えて、通信傍受に関する CALEA (Communications Assistance for Law Enforcement Act)、さらに消費者保護などに対応せざるを得なくなる。911 サービスには位置情報を提供するための設備投資^(注 59)、CALEA 対応には FBI など政府機関による盗聴を可能とするための設備の導入及び既存設備の改造が必要となり、VoIP 事業者への負担は決して軽くない。

そのため、VoIP は音声サービスではなくデータアプリケーションの 1 つであるとし、E メールの音声版に例えて、FCC がデータアプリケーションに規制を実施していないことから、VoIP に対しても規制を強化すべきでないという意見が出された。また、ITU にて VoIP が IP Telephony と定義されていることについても、VON2003 の主催者であり、VoIP 事業者の Free World Dialup を買収した Pulver.com は、今後、IP Telephony の代わりに IP Communication という用語を用いることを提案し、その方が VoIP の実態を正確に表わしていると主張している^(注 60)。

更に、今回の FCC の VoIP に関する規制強化は、本来なら新技術に向けるべき設備投資を規制対応のために使わざるをえなくなり、技術開発やそれを使った新サービスの発展を妨げるものであり、時代の流れに逆行するとしている。

(2) VoIP 事業者の動向

前述の Pulver.com の社長がワシントンに出かけて VoIP の規制強化に反対するロビー活動を実施したり、ペンシルバニア州では上院議員が VoIP に関する規制を 5 年間猶予するという法案を同州の議会に提出するなど、VoIP 事業者も FCC の規制に向けた動きに対応して政治活動を展開している。しかし、こうした政治活動のみでなく、規制が強化された場合に備えて、その対策を検討しており、例えば、冒頭に出てきた Vonage は、既に VoIP 事業者として初めて 911 サービスを提供している。

同社は、インターネット電話事業者に対して 911 サービスを提供している Intradis という事業者と提携することによって、利用者に 911 サービスを提供している。911 サービスの実施にあたり、Vonage の利用者は郵便番号を含む住所を Vonage に報告する必

(注 59)

米国の 911 サービスは位置情報がないと接続できない仕組みになっている。

(注 60)

米国の企業向け VoIP は、インストアントメッセージやウェブ会議など他の情報手段と一緒になったサービスとして位置付けられており、日本のように音声サービスの廉価版という認識は、現時点においてそれ程強くない。こうしたことから、筆者個人としては、少なくとも米国においては、VoIP を IP Communication することは IP Telephony よりも正確な表現と考える。



要があり、同社はその情報を Intrado に提供して、Intrado のデータベースに保管される。そして、Vonage の利用者が 911 をダイヤルしたときは、直接 Intrado の回線に接続され、そこから 911 につながることになっている。また、同社は 911 サービスの開始にあたり、規制対応料金（Regulatory recovery fee）として、毎月 US\$1.5 を新たに課金することを決めた^(注6)。

VON2003においても、911 サービスへの技術対応に関するプレゼンテーションが行われるなど、VoIP 事業者は FCC に抗議するだけでなく、規制対応に向けて着実に対策を検討していることがうかがえる。

5. 最後に

本稿の執筆中に、ミネソタ州連邦地方裁判所が、ミネソタ州の公益事業委員会（PUC）が VoIP 事業者である Vonage に、従来の固定電話事業者の認証を取得するように定めた裁定について、差止命令を下したという報道があり、また、ミネソタ州公益事業委員会の関係者は今回の判決結果を尊重することを表明している。

Vonage は、今回の判決を受けて、「Vonage だけでなく VoIP 業界にとっても、重要な意味を持つ勝訴である。今回の判決が、カリフォルニア州も含めた他の州の VoIP に対する規制に関して大きな影響を及ぼすだろう」と表明している。しかし、カリフォルニア州の公益事業委員（PUC）の関係者は、「ミネソタ州の VoIP に関する動向については注意を払ってきているが、我々はカリフォルニア州の法律に基づいて決断する」とし、同州における VoIP の規制に関する業務は今後も続けるとしている。

また、今回のミネソタ州の規制に関する裁判における主な争点は、VoIP 事業者が従来の固定電話事業者としての認証を取得する必要があるかどうかであり、今回の判決によって、VoIP 事業者が 911 サービスの提供や CALEA への対応が不要になったわけではない。また、FCC が規制を定める前にミネソタ州が独自に規制を実施したことが判決に影響を与えた可能性もある。FCC 委員長の Michael Powell 氏は Vonage が既に 911 サービスを提供していることに言及し、VoIP 事業者に 911 サービスの義務付けを検討していることを示唆している。こうしたことから、ミネソタ州連邦地方裁判所の判決によって、ただちに、VoIP が電気通信サービスとしての規制を受けないと判断するのは、現段階では早計と言えよう。

（今村 一晃）

（注6）

規制対応料金の導入と同時に月額利用料金を下げるなどを示唆しており、最も安い料金プランで US\$0.5 程度の値上げにとどまる見込み。

＜出典・参考文献＞
Telephony 2003年9月22日号、IP Telephony 2001、米国通信法対訳、VON 出張報告書
Vonage 広報資料





制度(米国)

FCC、移動体間のナンバーポータビリティに関するガイダンスを発表

2003年10月7日、FCCは、事業者側からの再三の要請を受け、移動体間のナンバーポータビリティに関するガイダンスをようやく発表したが、懸案となっている固定・移動体間の問題については先送りとした。一方、11月24日の導入期限を目前に控え、移動体事業者間の顧客囲い込み競争が激しさを増している。

(注62)

Telephone Number Portability, CC Docket No.95-116, Petition for Declaratory Ruling of CTIA, filed May 13, 2003 (May 13th Petition)

(注63)

Letter from John T. Scott, III, Verizon Wireless to Marlene H. Dortch, Secretary, FCC, CC Docket No. 95-116 (filed May 20, 2003) この書簡でVerizon Wirelessは、移動体事業者がナンバーポータビリティの実現を阻むような契約条件を利用者に課さないよう、FCCにルールの明確化を求めた。

(注64)

Letter from John B. Muleta, Chief, Wireless Telecommunications Bureau to John T. Scott, III, Verizon Wireless and Michael Altschul, CTIA CC Docket No. 95-116, DA 03-2190 (rel. July 3, 2003) (Bureau Letter)

(注65)

Telephone Number Portability, CC Docket No.95-116, Petition for Declaratory Ruling or, in the Alternative, Application for Review of ALLTEL Communications Inc., AT&T Wireless Services, Inc., Cingular Wireless, Nextel Communications, and Sprint Corp., filed Aug. 1, 2003 (Wireless Carrier Group Petition).

2003年10月7日、米連邦通信委員会(FCC: Federal Communications Commission)は、移動体電話間のナンバーポータビリティについて、移動体事業者に向けたガイダンスを発表した。これは、移動体事業者側からの度重なる要請に応えたものであるが、事業者側が最も求めていた移動体電話と固定電話の間のナンバーポータビリティについての問題は、しばらく先送りする形となった。

■これまでの経緯

2003年5月、移動体業界団体のCTIA (Cellular Telecommunications & Internet Association)は、同年1月の嘆願に続き、固定から移動体へのナンバーポータビリティの問題に加え、番号の移管期間、事業者間の協定等の未解決事項を挙げ、FCCが9月1日までに結論を出すか、それができなければ、11月24日の導入期限をさらに延期するよう求める嘆願をFCCに提出した^(注62)。

FCCの無線電気通信局(Wireless Telecommunications Bureau)のJohn B. Muleta局長は、2003年7月、CTIAの嘆願で挙げられた問題の一部、さらにVerizon Wirelessが5月に送った質問状^(注63)に対して、書簡(Bureau Letter)により回答した^(注64)。その中で、Muleta局長は、Verizon Wirelessの主張に同意し「不正を防ぐために必要な顧客確認を除き、事業者は番号の移管を妨げるような制約を設けるべきではない。」との見解を示した。

これに対し、移動体事業者5社(AT&T Wireless, Cingular Wireless他)は、このよう新たなるルールの設定は、無線電気通信局長の権限を越えるものであり、正式な手続きに則って定められたものではないと反発、このルールに拘束力はないことを明らかにするよう、FCCに嘆願を提出した^(注65)。

■ガイダンス概要

FCCが10月7日に発表したガイダンスは、これらの移動体事業者側からの嘆願に対処するものであり、内容的には無線電気通信局長による上記書簡をほぼ踏襲したものとなっている。





◇ナンバーポータビリティの実施を阻むような契約条件を利用者に課してはならない。

- ・番号の移管について、移管先の事業者から妥当な要求（valid request）があった場合、たとえその利用者に未払い残高があっても、番号の移管を拒否してはならない。
- ・現状では、番号移管を伴わない場合、未払い残高があっても、利用者は契約を解除できる（支払い義務は免除されない）。番号を移管する利用者にも、同様の柔軟性が与えられるべきである。
- ・利用者との契約に基づき中途解約料を請求したり、未払い残高のある利用者に料金の清算を促すことは、事業者の当然の権利として認められるが、「支払いが完了するまで番号の移管はできない」などナンバーポータビリティの実施を阻むような契約条件を利用者に課すべきではない。

◇移動体間のナンバーポータビリティの場合、事業者間の協定は必ずしも必要ではない。

- ・事業者が自主的に協定（相互接続協定、Service Level Agreement (SLA) など）を締結することは妨げないが、協定が締結されていないことを理由に、番号の移管を拒んではならない。
- ・事業者間で条件等が合意に至らない場合であっても、無条件でナンバーポータビリティを実施すること。

◇番号の移管に要する時間は、2 時間半を目安とする。

- ・利用者が移管先の事業者に番号移設を申し込んでから、2 時間半以内に手続きを完了するよう奨励する。
- ・現時点ではこのルールを強制はしないが、2 時間半という基準はどの事業者にとっても実行可能と考える。

FCC は、制度導入後の各事業者の対応状況を見守るとともに、利用者からの問い合わせや苦情が相次ぐようであれば、更なる措置が必要かどうか検討する考えである。また、固定電話と移動体間のナンバーポータビリティに関するガイドラインについては、後日発表としている。

今回発表された内容について、CTIA は「ナンバーポータビリティ導入期限まで 50 日を切っているにも関わらず、FCC は重要な事項について回答していない。」として、固定一移動体間のナンバーポータビリティも含めたルール整備を早急に進めるべきとの声明を発表した。

■移動体事業者の動き

移動体ナンバーポータビリティがスタートする 11 月 24 日を目前に控え、各事業者とも、導入に向けた準備を急ピッチで進めている。

10 月 13 日、Cingular Wireless と Nextel Communications は、ナンバーポータビリティに関する Service Level Agreement (SLA) を締結、次いで T-Mobile USA も大手事業者 5 社との間で SLA の締結を完了していることを発表した。FCC のガイドラインでは、事業者間の協定締結は義務付けられていないものの、番号の移管を円滑に実施するために、事業者の多くが期限までに何らかの取り決めを交わすものと見られている。

また、Verizon Wireless とその親会社である地域電話会社 Verizon Communications は、





●制度（米国）

固定-移動体間のナンバーポータビリティについても合意し、両社の利用者に対し、相互にナンバーポータビリティを提供する考えを明らかにしている。

移動体事業者による顧客囲い込みの動きも活発化している。AT&T Wireless や Cingular Wireless では、1~2年の長期契約を締結した場合、多額のリベートを与える、2台目の端末を無料で提供するなどのキャンペーンを実施しており、どの事業者も、制度導入前にできるだけ長期の契約を結ぶことにより、利用者が 11月 24 日以降、直ちに事業者を切り替えることを防ぎたいと考えである。

事業者によっては、利用者の便宜を図るため、ナンバーポータビリティの手続きや注意点などについての Q&A をホームページ上や直営ショップで提供し始めている。なお、現時点では、ナンバーポータビリティを実施する際の手数料（一時金）を利用者に請求することを決めている事業者は見当たらないが、多くの事業者が、全ての利用者に対し「規制関係料金」との名目の付加料金を月額利用料金と合わせて請求している。

■表 1：米大手事業者：ナンバーポータビリティ（NP）に要する期間及び付加料金

	移管期間*	付加料金**	備考
Verizon Wireless	3 時間～1日	--	現時点では NP に関わる料金は利用者に課さない方針。
Cingular Wireless	2～3 時間	1.25 %	
AT&T Wireless	不明	1.75 %	
Sprint PCS	2～3 時間	1.52 %	NP: 63 %, 番号ブーリング: 47 %, E911: 42 %
T-Mobile USA	24 時間以内	--	現時点では NP に関わる料金は利用者に課さない方針。
Nextel	24 時間以内	1.55 % (一部地域 2.83 %)	加入者の承諾なく、事業者を変更できないように保護するサービス ("Number Guard") を無料提供

（出典：各社ホームページ、Telecommunications Report 他）

*標準的または手続きが円滑に運んだ場合として、各社がホームページ等で案内している期間。

**ナンバーポータビリティの他、番号ブーリング、E911（高度緊急通報システム）等の導入に関わる「規制対応費用（regulatory fee）」として、月額料金と共に徴収。地域によって多少異なる場合あり。

COMMENT

米コンサルティング会社の The Management Network Group (TMNG) は、移動体ナンバーポータビリティについての利用者サーベイをこれまで数回にわたり実施しているが、同社の最新のアンケート結果（2003年9月実施）によると、全米の移動体加入者の約42%が、11月24日からナンバーポータビリティが可能となることを認知しており、制度導入後最初の1年間で、全加入者の約20%にあたる3,000万人程度が事業者を切り替えるとの予測が示されている。

この他にも、移動体ナンバーポータビリティ導入によるチャーン、事業者シェア等への影響についてのサーベイや分析は数多く見られるが、チャーン率の変動は限定的であ



り、業界の勢力地図が大きく塗り替えられることはないと見方が、どちらかといえば優勢なようである。

今回のガイダンス発表に際して、FCCは、ある調査結果を引用し、ナンバーポータビリティの開始から1週間以内に事業者の切り替えを検討している利用者は、約600万人と推計されることから、当面は手続きに遅れが出るなど、多少の混乱が起きる可能性を示唆している。しかし、ナンバーポータビリティが可能となつても、中途解約手数料の問題から、現在の契約期間が切れるまでは事業者を切り替えない利用者も多いと考えられる。実際に利用者がどう反応するかは予測が困難なところだが、とりあえずは、新端末のラインアップが出揃うクリスマス商戦が、ナンバーポータビリティの大きな山場になると見られている。

(山條朋子)

<出典・参考文献>

- FCC: Memorandum Opinion and Order, In the Matter of Telephone Number Portability - Carrier Requests for Clarification of Wireless-Wireless Porting Issues (CC Docket No. 95-116) (FCC 03-237) (2003年10月3日採択、2003年10月7日発出)
- CTIAホームページ (www.wow-com.com)、同プレスリリース (2003.10.7, 10.15他)
- FCCホームページ (www.fcc.com)
- 米移動体事業者各社ホームページ
- Baskerville社 Global Mobile (2003.10.8他)
- Telecommunications Report (www.tr.com)
- The Management Network Group, Inc プレスリリース (2003.10.23)
- KDDI 調研 R&A 2003年5月号「米国における移動体ナンバーポータビリティを巡る動き」、同2003年7月号「移動体のナンバーポータビリティ、実現に向け一歩前進」

編集後記

今の上海などを見ていますと、社会主義、資本主義といつても相対的なものに見えてきます。郊外などでは堅固で立派な一戸建ての邸宅が売られています。中国では土地の私有は今のところ認められませんので、この一戸建ての場合、土地は公（おおやけ）から借りているということで、上物を買った人は公に借料をバルクもしくは定期的な納入の形で支払っているのでしょうか。一方、日本では土地の私有が認められていますが、100%所有者の自由になっているとも言えません。固定資産税というものを公に払っているからです。こう考えると、事は意外と相対的なかもしれません。

在日の中国人から日々、日本の社会のほうが社会主義的だ、というパラドクシカルな感想を聞くことがあります。中国では、食堂などで見知らぬ人同士やグループ同士が知り合う機会が結構あるが、日本では組織やグループへの帰属意識が強いのでなかなかそうは行かないという意味だそうです。イデオロギーとは言わば後天的な大脳皮質のようなもので、社会をより支配しているのは「脳幹的なもの」と言いますか、氷山で言えば水面下部分の「言語、民族史、文化史、風土...」といったものなのでしょう。

特に言語の影響は大きいようですが、ひるがえって日本語の持つ「冗長性」について考えてみると、これは懐（ゆか）しさ、腹芸などを可能にする奥行き、といったものをあたえますので、個人的には嫌いではないです。

■ 本誌ご購読のお申し込みは、電話（03-3347-9139）で承りますほか、弊社ホームページ内のお申し込み書式（メール発信形式）もご利用できます。また、バックナンバーのご注文もできます。

■ 弊社ホームページのURLは次のとおりです：
<http://www.kddi-ri.jp>

■ 読者の皆様とのコミュニケーションをより緊密化したいと考えております。本誌の記事について、お問い合わせ、ご意見等をお寄せください。頂いたご意見は、利活用度の高い誌面づくりの参考にさせていただきます。

■ 弊社では、諸外国の通信事情の調査を含む各種個別調査、また、セミナー向け講師の派遣のご要望も承っております。企画の段階からでもご一報いただければ、ご相談に応じさせていただきます。

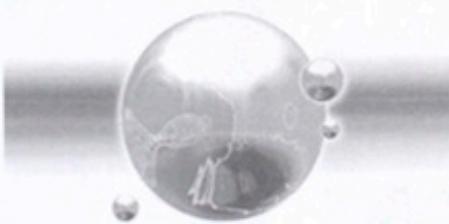
〒163-8003 東京都新宿区西新宿2-3-2
KDDIビル29F
株式会社 ケイディディアイ総研
調査部 河村完
TEL: 03-3347-9127
FAX: 03-5381-7017
E-mail: ko-kawamura@kddi-ri.jp

世界の通信ビジネスの最新情報誌

KDDI 総研



2003 November



●発行日
●発行人
●編集人
●発行所

2003年11月20日

押田 裕敬

河村 公一郎

株式会社 KDDI 総研

〒163-8003 東京都新宿区西新宿2-3-2 KDDIビル29F

TEL: 03(3347) 9139 FAX: 03(5381) 7017

E-mail: info@kddi-ri.jp URL: <http://www.kddi-ri.jp>

30,000円（消費税等・送料込み、日本国内）

●年間購読料

株式会社丸井工文社



海外販売代理店

■ KDDI Deutschland GmbH

Hansaallee 249, 40549 Düsseldorf, Germany

Tel: 49-211-936980 Fax: 49-211-9369835

■ KDDI HONG KONG LIMITED

10/F West, Warwick House, TAIKOO Place, Quarry Bay, Hong Kong

Tel: 852-2525-6333 Fax: 852-2868-4932

■ 韓国書 (JIN HAN BOOK STORE)

21-1 Ga Ch'ungmuro, Chunggu, Seoul, Korea

(Room No. 902, New Bldg Seoul Central Post Office)

Tel: 82-2-319-3535 Fax: 82-2-319-3537

■ 海外新聞普及 (株) (OCS)

〒108-0023 東京都港区芝浦2-9

Tel: 03(5476) 8131 Fax: 03(3453) 9338